

## 第一百九十回国会

## 法 務 員 会 議 錄 第 十 二 号

平成二十八年四月十九日(火曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 葉梨 康弘君

理事 安藤 裕君

理事 城内 実君

理事 吉野 正芳君

理事 逢坂 誠二君

理事 大見 正君

門 今野 智博君

瀬戸 隆一君

谷川 とむ君

富樫 博之君

藤原 崇君

宮澤 博行君

八木 哲也君

後藤 祐一君

鶴尾英一郎君

吉田 宣弘君

畠野 君枝君

上西 小百合君

同日

大見 正君

瀬戸 隆一君

中谷 真一君

大見 正君

井野 鈴木

井出 鈴木

奥野 銀河君

大塚 勝君

奥野 信亮君

上川 陽子君

田所 嘉徳君

辻 清人君

中谷 真一君

古田 忠史君

木下 智彦君

鈴木 貴子君

大口 善徳君

清水 光英君

岩城 盛山君

井上 三ツ林裕巳君

田所 嘉徳君

内丸 宏君

宮川 学君

同日

白須賀樹君

門 笹川 博義君

門 典子君

門 猛君

門 和則君

門 和則君

門 博義君

金 昭君

金 晃君

官 裕君

どういう場合に技能実習生の任意に、自由に移動できるようにするかということは、その制度趣旨との関係で運用で定めているところであります。

○井出委員

基本的には、原則、移動は認めないと。今おっしゃった任意、自由にというのは、前回も自由気ままにというようなことをおっしゃつたんですけども、私もそんなことは到底申し上げるつもりはないんですよ。何か実習先との間に問題があつて、どうしても続けたい、そういうものは何とかならないかという視点でやつておりますが、やはりここをえるとこの制度というものは趣旨が大きく変わつてくると思いますので、法律の修正などが必要なかなとは思つてゐるですが。

まず、この間、冒頭に聞きました憲法の公共の福祉問題なんすけれども、私なりにちょっといろいろ調べてまいりまして、私が問題としています職業選択の自由、憲法二十二条の公共の福祉に関する答弁というものを調べてみました。

昭和六十一年五月八日、参議院の法務委員会で当時の法務大臣官房司法法制調査部長が言われてゐるんですが、「公共の福祉に反しない限り」ということがこの条文においてわざわざ書いてあるわけでございまして、その意味合いは、憲法上いろいろ議論されておりますけれども、やはり外国人にも保障されておりますけれども、合理的な理由がある場合には制限があるということも当然である。これは恐らく、前回、宮川さんがおつしゃつた、法律である程度制限ができるということがあります。

もう一つ、昭和五十七年四月二十二日、これは衆議院の地方行政委員会なんですが、当時の警察庁刑事局保安部長が「憲法二十二条第一項は、公共の福祉に反しない限り職業選択の自由を保障している」「つまり、職業選択の自由といえども、公共の福祉のために政策的見地から、法律をもつてこれを制限し得る」と。

ですから、この二つの答弁を聞いておりますと、外国人技能実習生にいろいろな制限をかけていくということは、ある程度、法律に沿つて合理化があるという旨の答弁なんです。

○

その一方で、平成二十五年四月二十六日、これは質問主意書に対する答弁書なんですが、長妻昭衆議院議員が出された質問主意書に対する安倍晋三内閣総理大臣の憲法観に対する答弁書。これは、「公共の福祉」とは、人権相互の矛盾・衝突を調整するための原理である「その具体的な内容や制約の可能な範囲等については、個別の立法的目的等に応じて具体的に判断する必要」があると。同じような答弁は、第百五十六回国会参議院武力攻撃事態への対処に関する特別委員会、平成十五年五月二十三日、福田康夫大臣がされているんですが、やはり同じように、「その具体的な意味内容は、立法の目的などによって、立法の目的などに応じまして様々でございます」と。

ですから、私の解釈ですと、在留資格、外国人技能実習生にさまざまな制限を法律でかけていくということは是とされる、しかし、その範囲といふものは、やはり立法の目的に沿うかどうかというところが大変重要であると。

そういう見地に立ちますと、技能実習制度の目的の中に、研修をきちんと適切に受けられるよう環境、そういう環境の中でやらなければいけない」と決してこれは一ヵ所でやらなきゃいけないと。決してこれは一ヵ所でやらなきゃいけないとは書いてないわけなんですよ。今度の法律は、

研修をきちんと完遂するためにそういう環境をきちんとつくることが大事なんだ。そういう立法の目的あるとすれば、私が前回申し上げて、またきょうも申し上げていくような、実習生が最初の実習受け入れ先とどうしても合わない、かえたけれども、いかがでしょうか。

○井上政府参考人 技能実習が継続困難になつた場合の原因の帰責事由が技能実習生側にあるのか共の福祉のために政策的見地から、法律をもつて実習実施者側にあるのかという問題につきまして

は、個々の事案ごとに全体のことを見渡して判断していくしかなければならないわけでございます。その中で、技能実習生側に責めがあるというの非常に悪質な場合でございまして、例えば、より高い賃金を求めて失踪した場合でありますとか、およそ指示、命令を聞かず労働を放棄して働くくなってしまつとか業務を妨害するとか、非常に悪質な場合でございまして、そういう非常に悪質な場合でございまして、そうでない場合には、いろいろ事情もございますので、環境が許せば、運用上はかなり広く技能実習を継続する方向で動いているという実情がござい

ます。今委員が御指摘になつたのと少し違うかもしれませんけれども、例えば、実習の継続を認めた事例といいまして、技能実習生が近隣住民とトラブルを起こして苦情が発生したために、実習機関が監理団体に実習生を引き揚げてもらつたというような事例もございますけれども、このようなものも実習の継続にはつながつておりますので、本当に責めが、明らかに技能実習生側にひどいものがあるというものの以外は、運用上はかなり広く実習の継続を認めて今も行われておりますし、今後とも同じ法律の趣旨の範囲内で運用していくことになると思ひます。

○井出委員 移動の自由が認められている件数といふものは、そんなに多くはないんですねけれども、一定数ある、そういうことは前回伺いました。

ただ、この技能実習制度といふものは、一年ないし三年、これから五年になりますが、そういうことを越して、外国の方が、必要な資金も含めて、借金される方もいると聞いておりますが、そういうかなりの覚悟を持って来ておりますので、

転籍がかなう人というのは、もしかしたら大変環境に恵まれた人なのかもしません。むしろ、いろいろな御苦労を受けながらも、何とかここで研修を全うして頑張らなければ母国に帰つても顔向けができぬ、そういう思いで我慢をされている方も相当数いるのではないか。そういうところか

ら、いろいろな人権侵害の事例ですとか、そういうものが出てくるんじゃないかなと思うんです。人権侵害なんかを、そういうものを支援していく方、その中で、もとの会社に戻りますとか自分で起業しますとか幾つかの回答があるんですけど、二〇%の方は、しばらくの間は仕事をしくないと

十人に聞き取りをして、帰國後の希望する働き方、その中で、もとの会社に戻りますとか自分で起業しますとか幾つかの回答があるんですけど、二〇%の方は、しばらくの間は仕事をしくないと回答している。もとの会社に戻ると言つてはいるのもう一つ事例を紹介しますと、技能実習をやつ

ている研修生が自覚をする、技能の向上をどの程度感じてはいるのか、そういう設問に対しても、四二%の方が、母国の仕事と異なるのでわからぬい、技能向上の有無は母国の仕事と違う仕事なのでわからぬこと。一八%の人は、母国の仕事よりもレベルの低い仕事をしていると。

こうした調査を見ますと、法務委員会でアンケートで議論されてきた、大変国際貢献になつているという半面と、それと、多くの人権侵害の事例が新聞報道とかでもあります、それはもしかしたら大変極端な例なのかもしれません。ただ、私が今ちよつと概要を紹介しましたこのアンケートといふものは、その中間といいますか、非常に実態に即したものではないかなと思つておりますし、これを見ておりますと、やはり、研修生は本当に技能を自分たちの国に伝えるために来ているのかと。

もう一つ言えば、このアンケートでは、技能実習の職場で困ったことなどいろいろなことがあります。

七四%の方が、賃金が低いと回答されているんですけど、これを見ますと、やはり技能実習生という方は出稼ぎという言葉がふさわしいかどうかわかりませんが、ある程度決められた期間

に従つてやりますと、それが適切であると認定したのに従つてやりますけれども、主務大臣の認定制にいたしまして、その内容とか体制とか待遇とか、いろいろな要件がきちんととしているということを確認して、

計画につきましては、外国人技能実習機構における新法のもとにおきましては、技能実習

しようか。

○井上政府参考人 始めた研修をきちんと遂行して、技能を適切に身につけて持つて帰つていただ

くというのがこの制度の趣旨でございます。

それで、新法のもとにおきましては、技能実習

計画につきましては、外人技能実習機関において、その内容とか体制とか待遇とか、いろいろな要件がきちんととしているということを確認して、

計画につきましては、外国人技能実習機関における新法のもとにおきましては、技能実習

計画につきましては、外人技能実習機関において、その内容とか体制とか待遇とか、いろいろな要件がきちんととしているということを確認して、

計画につきましては、外人技能実習機関における新法のもとにおきましては、技能実習

計画につきましては、外人技能実習機関において、その内容とか体制とか待遇とか、いろいろな要件がきちんととしているということを確認して、

さなければいけないですし、ほかのそういう技術とか研究並みに、研修という在留資格をそれと同じような制度設計にすることはできないんですか。

○井上政府参考人 委員のただいまの御指摘は、恐らく、外国人の受け入れの基本政策にかかる論点にかかわってくると思います。

つまり、いわゆる専門的、技術的分野の外国人は積極的に受け入れるということで、御指摘の研究でございますとか技術、人文知識等のところは、広く活動を認めて積極的な受け入れを図っておりますけれども、技能実習を取り扱っているような分野は、いわば非専門的、技術的分野でございまして、その辺の受け入れは基本的には慎重にやつていくという中でのことでございます。

したがいまして、その中で、在留資格の定め方にも、認定された技能実習計画に基づいてその業務に従事するという形にしてございます。ほかの専門的、技術的分野の在留資格は、例えば知識をする業務とか、もう少し一般的に広く書かれておりますけれども、そういう意味で、技能実習計画は、計画どおり技能を身につけていただくのが一番合理的だという精神に基づいて、ある意味活動の幅を狭く定めていますので、そこで、技能実習の期間中に自由に移動できるようにするというものは、技能実習とは別の観点での労働力の受け入れを認めることにかなり近づいてまいりますの

で、少し慎重な考慮が必要であると考えております。

○井出委員 非専門的仕事なんだけれども技能を学ぶために一ヵ所にいなければいけない、専門的な技術や研究は移動してもいいと。それは何だから、日本語を聞いているだけでもおかしな制度だなと思うんですが、今、外国人受け入れの基本的な考え方というお話を出ましたので、その基本的なところを少し伺いたいのです。

先ほど紹介した本の方は、まるでこの質疑のためにこの本を書いてくださったようなものでありますまして、この著者の方が作成した資料の中に、低

学歴労働力に占める外国生まれの人の割合、低学歴労働力というものを単純労働と定義されているんですけれども、その低学歴の労働に占める外国生まれの人の割合というものを各國別に出していくんですけれども、要するに、アメリカは、半分以上の人、二十五歳～三十四歳の中でも、低学歴、單

純労働をやる、そういう人たちの半分は外国人だと。オーストラリアは四一・九%、若い人で学歴が低くて単純労働をする人の四一・九%は外国人だと。ドイツも三九・六%、イスラエル七一・九%。つまり、ほかの国を見ると、若い人で単純労働をする人に外国人が大変多くなってきてる。

対して日本はどうなのか。日本はこういう数字というのは出したことはありますか。

○茅谷政府参考人 そういう数字を出したことは今のところございません。

○井出委員 そうなんですね。この本を見ていても、日本は、全体の労働力に占める低学歴者の割合、そういうものは例えば八・四%とあるんですねが、今私が、アメリカは五四%だ、イスラエルは七一・九%だと、若い人の中で単純労働をするような低学歴の人の割合、その中に外国人が占める割合というものはやはりデータがないようで、この本でも横線になつてます。

この外国人技能実習制度、基本的なところを伺うんですね。これほどちらの局長に伺つたらいいのかどうですかね、教えてください。

○茅谷政府参考人 議員御指摘のとおり、今後長期的に見ますと労働力人口が減少傾向で推移す

るの数の確保が重要である、これはそのとおりでございます。

そういうことで、厚生労働省といたしましては、現在、一億総活躍社会の実現に向けて、非正規雇用対策の推進あるいは多様な働き方の推進を初め、女性、若者、高齢者、障害者等の活躍推進、子育て、介護分野等における人材確保対策の推進等に全力で取り組んでいるところでござい

ます。

こうした中で、では、外国人労働者の受け入れをどうするかという基本的考え方につきましては、我が国の経済社会の活性化の観点から、先ほど申し上げていますが、専門的、技術的分野の外国人労働者の就業を積極的に推進するということにしております。

一方、外国人労働者の受け入れ範囲をどう拡大していくかにつきましては、我が国の労働市場及び国民生活全体に与える影響に鑑みまして、我が国のあるべき将来像とあわせ、中長期的観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ、検討、議論していくべきものと考えてございます。

○井出委員 答えを一生懸命理解しようとしていたら、何を質問したのかもわからなくなつてしまつたのですが、要は、外国人技能実習制度がなくとも、では、日本人で全部の労働をやっていくんですか。

あくまでもこれは国際貢献だと言つてやつてしまつたけれども、例えば、今、十九万人いますよね。昔は少なかつた。これを見ていると、どうも景気の動向と運動している。

その中で私がちょっと着目したのは、一九〇年代です。バブルが崩壊して、外国人の労働者が減つた。日系人の方に至つては向こうに帰つてもうようですが、そういう政策もあつたと聞いてお

きました。その中で私がちょっと着目したのは、一九〇年代です。バブルが崩壊して、外国人の労働者が減つた。日系人の方に至つては向こうに帰つてもうようですが、それでも、その時代、四万人台の外国人、この制度を使った受け入れがあつた。それはどういうことかというと、景気とかに関係なく、少なくとも九〇年代の日本で、四万人の外国人の方がいないと産業構造

に穴があく、そういうことを端的に示しているのではないかなどと思うんですよ。ですから、まず慎重に考えていく必要があるのはわかるんですけども、慎重に、慎重にといつて、一体いつまで慎重にやつていくのか。十九万人の数をどう見ていくのか。

私は、別にここから何か高いレベルの要求をするつもりは全くないんですよ。十九万人を現実的に必要なんだと公式に認めなくて、やはり公式に認めてほしいですけれども、公式に認めないとしても、ただ、その人たちに移動の自由がない、職業選択の、職業選択と言つたらあれですけれども、同じ職種の別の選択肢というものがないといふのは、労働関係のさまざまな基本権の中でこれは決定的に欠けていると思いますけれども、そういう御認識というのがあるのかないのか、伺いたいと思います。

○宮川(晃)政府参考人 答弁させていただきま

す。先ほど入管局長からも話がありましたように、外国人技能実習制度も、研修、外国人技能実習という枠組みの受け入れの中での制約が当然あるものと考えております。そのためにも、研修を効果的、効率的に行つたためにはどのような意味規制が必要なのかという観点もその枠組みの中にあると思います。

その面で、憲法上の職業選択の自由について一定程度制約を受けるということはあるのもいたしますね。昔は少なかつた。これを見ていると、どうも景気の動向と運動している。

その中で私がちょっと着目したのは、一九〇年代です。バブルが崩壊して、外国人の労働者が減つた。日系人の方に至つては向こうに帰つてもうようですが、そういう政策もあつたと聞いてお

きました。その中で私がちょっと着目したのは、一九〇年代です。バブルが崩壊して、外国人の労働者が減つた。日系人の方に至つては向こうに帰つてもうようですが、それでも、その時代、四万人台の外国人、この制度を使った受け入れがあつた。それはどういうことかというと、景気とかに関係なく、少なくとも九〇年代の日本で、四万人の外国人の方がいないと産業構造

貢献だという話になつちやうんですけれども、外国人の方が労働にかかわつていくこととは非常に大事なことであつて、それは確かにいろいろな意見もありますけれども、現実として十九万人、大不況のときだつて四万人、拡大せよという話があつて今回の制度がある。そうした将来の予測、見立てでいうものは非常に大事だと思いますけれども、その辺は、労働力の確保という点で、何かそういう予測というのがあるのかないのか、教えてください。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。  
この制度が、技能実習という、労働力確保の政策ではないという点について御説明させていただいているところでございますが、その観点から、労働力を確保するという発想のもとでの数字を予測するなり推計するということは、当然のことながら行つております。

外国人技能実習制度そのものがどうなるのかといたることについては、これは民間ベースでのものでございまして、そういう意味では、相手国の一、二、日本を受け入れキヤバシティー、その他さまざまな要因があつて、これがふえるか減るのかといふ点については一概にお答えすることは難しい点はあります、いざれにいたしましても、ただ、三年から五年に延びるという点についてはふえる要因となると考えてはおりますが、実際どれくらいふえるのかとか、そういう点についての推計を行つてあるところではございません。

なきやいけない、そういう時代にもう差しかかっているんじゃない。にもかかわらず、技能実習なんだ、先の人数の予測はないんだ、一億総活躍女性の何とかだと。九〇年代のバブルがはじけた後でも四万人の人が雇用され続けたという事実もあるわけですよ。

その辺、技能実習、技能実習と言いつけて、今、そうした日本の労働力を確保する大事なもの全部脇に置いてきているんじゃないですか。それでいいんですか。

○宮川(晃) 政府参考人 お答えいたします。

繰り返しになりますけれども、技能実習制度はあくまでも人づくりという制度の設計になつてございまして、先生の御指摘のようなさまざまな動きといふものが、今後、世の中が大きく動いていくことがあり得ると考へているところでございます。

今回の技能実習制度の見直しの中では、実習生の送り出しを希望する国との間での政府当局間取り決めをやつていこうということ、これは、一つは管理監督体制の強化という一環ではございますが、そういう中で、相手国政府なり当局との間での運用面での意思疎通を図りつつ、そういう面でのニーズの把握という形のものについては今後重視していかなければならない。

そういう中で、技能実習制度を今後それぞれの送り出し国がどのように考えていくかということについては、私どもとしてもウォッチしていく必要があるんじやなかろうかなと考えていたところでございます。

○井出委員 多分、今度は井上さんに伺いたいんですけれども、実習生に移動の自由がない、それは実習という性格上のものだという話。私は、憲法ですか、技能実習を完遂する、実習やすい環境をつくるこの法律の目的の観点からも、移動はあってしかるべきじゃないかという議論をさせていただきました。

それと、もう一つ今、宮川さんと議論をさせていたいたんですけども、今、外国人の方が技

能実習の形で来てもらつてやつてもらつている単純作業を、では、これからその人たちがいなくて

日本人でやれるのか。一億総活躍社会、女性の活躍する社会、大変結構です。

また一方で、教育行政を見てみると、高校は

今、無償化になつています。大学だって、憲法改

正でただだ、そういう話も出てきております。子供が減つていつて、教育にかける国の政策とい

るものもこれからますます厚くなつていくでしょ

う。

そうしたときに、今、外国人技能実習生の人たちがやつている仕事というものは、私は、技能実習でも、制度の名前は変えた方がいいと思いますけれども、いずれ、最初に申し上げているように、外国から来る人にとっても日本にとってもウイン・ウインでなければいけないと思うんですよ。在留資格というのは、いろいろ調べてみると、前おつしやついたように、国際慣習法で、外国人をどう受け入れるかはその国が決められるんだ、それは確かにおつしやるとおりでいいんですけども、だからといって、この間、國重先生が、反日感情で帰られたら困るというようなお話を、来たくない日本、日本はちょっと環境も悪い、移動もできない、そういう時代がもう来ているんじゃないかな。

そういう観点を、いつまでも技能実習、技能実習と言つていて、そこも議論した上でこの制度が

必要なんですよと言つうのなら、私も百歩譲つて考え

るんですけども、この制度を現行とりあえず続

けなきやいけないのであれば、やはりこの移動の

自由を一つとるかとらないか、全然これは違つて

くると思いますし、その二つの面、日本に来る外

国人からの目線、さつき言つた憲法やらの問題、

そういう二つの要素を考えても、やはり在留資格

研究や技術の在留資格だって、自由気ままにとい

うことはないと思いますよ、研究の状況や生活の

状況に応じてやむを得ず移動するとか、そういう

ひとつ、なぜほかのものに移動の自由があつて、

それがどうかのものに違つて、それは、どうやつて今の本音と建

前の乖離を本音の方に合わせていくのか。

十九万人いなくなつたら、やはりそれは大変で

すよ、いろいろな産業がとまりますし。だからと

いつて、今の制度でいいのか。

恐らくこれから、政府間取り決めですとか、そ

ういう事前のところはしっかりとやってくださると

思つんでけれども、賃金の問題一つとつても、

最低賃金は保証されると。でも、送り出し機関と

非常に大事な局面だと思いますけれども、いかがですか。

○井上政府参考人 委員の御指摘はちょっと多岐にわたっておりますので、全部答えられるかどうかわかりませんけれども、今回、技能実習という

在留資格を整備して、制度の趣旨に沿つて、そこから離れないようなものにして運用されるようになつたとして、教育にかける国の政策という

ことにしておるところがござります。

それで、委員御指摘の、移動の自由を認めると

いう趣旨がどの程度の内容であるのか、私、いま

一つ把握しかねているところがござりますけれども、かなり広範に認めるということであれば、先ほど申し上げましたように、一般的労働者の受け入れという形に近いものにならうかと思います。

その点につきましては、これは先ほど大臣の答弁がありましたように、この技能実習制度は技能実習制度というところでよいものを持っておりま

すので、これはこれでよいものを持っておりま

すけれども、なぜかおつしやるとおりでいいんで

すけれども、だからといって、この間、國重先生

が、反日感情で帰られたら困るというようなお

話、来たくない日本、日本はちょっと環境も悪

い、移動もできない、そういう時代がもう来てい

るんじゃないかな。

そういう視点を、いつまでも技能実習、技能実習と言つていて、そこも議論した上でこの制度が必

要なんですよと言つうのなら、私も百歩譲つて考

えますけれども、この制度を現行とりあえず続

けなきやいけないのであれば、やはりこの移動の

自由を一つとるかとらないか、全然これは違つて

くると思いますし、その二つの面、日本に来る外

国人からの目線、さつき言つた憲法やらの問題、

そういう二つの要素を考えても、やはり在留資格

研究や技術の在留資格だって、自由気ままにとい

うことはないと思いますよ、研究の状況や生活の

状況に応じてやむを得ず移動するとか、そういう

ひとつ、なぜほかのものに移動の自由があつて、

それがどうかのものに違つて、それは、どうやつて今の本音と建

前の乖離を本音の方に合わせていくのか。

十九万人いなくなつたら、やはりそれは大変で

すよ、いろいろな産業がとまりますし。だからと

いつて、今の制度でいいのか。

恐らくこれから、政府間取り決めですとか、そ

ういう事前のところはしっかりとやってくださると

思つんでけれども、賃金の問題一つとつても、

最低賃金は保証されると。でも、送り出し機関と

受け入れ機関の間で、裏の契約というか、本人の

取り分が少なくなるような契約があつて、それでもいいよと言つた人が来る、そういう実態もあるように聞いております。

給与、待遇の問題もそうですし、移動の自由もそうですねけれども、全ては、今の制度のままでこれからずっとやつていつたときに、ほかの国がもっと魅力的な研修制度、ストレートに言つて単純労働制度、向こうの国の方が経済がいい、そういう状況になつてきたときに、では、日本に今、十九万人いて、これからもう少しそれが必要となつてきたときに、海外から人を呼びたくても来なくなるかもしれないぢやないですか。だから、現実、最低賃金だけ守つておけばいいという話でもなくなつてくると思いますよ。

いろいろな団体から要望があつて、今回、介護も広がるし、東京オリンピックまで建設の分野も五年になつております。今、実際、東京オリンピックのための建設の暫定措置も余り人數が集まつていないと、どうのような話があつて、そつちは何か、給料が今までの建設よりも結構高いと聞いているんですねけれども、それは、人が集まらないから給料が上がっているのか、ちょっととどういう相関関係なのか、今度行つて聞いてみたいと思いますけれども。

とにかく、今は、給与の問題も移動の自由も、日本の法律でできちつと、日本の法律で自分たちの都合で決めているんですけども、実際、十九万人もいて、それをこれから確保していこうとなつたら、いやが応でも国際的な現実に合わせていかなければいけなくなる。

その一方で、日本の経済状況はまだいいですし、賃金の方は考えなきやいけないいろいろな要素はあると思うんですけれども、やはり移動の自由といふものが、日本でいろいろなほかの労働関係の在留資格があつて、何でこれだけだめなんか。これは、今、技能実習をやつている人たちの仕事といふものは、では、十九万人がいなくなつて、日本人でかわるのか。そういう非常に大きい問題も、この法律を毎年見直していくとか、慎重

に考えなければいけないという外国人の受け入れをもろしかねない。

そうすると、前回の議論でも申し上げたんでは、多少は、では、それまでの暫定的にというのもありますけれども、恐らく、いつまでに結論を出すという話では到底ないでしょう。だから、この制度を現実に即していく上で何が必要なのか。

今すぐこの法案審議の中で、別に私は、十個も二十個も直してくれというお願いはしないんです。

よ。一番、移動の自由というところが、それも別に自由気ままにということは決して申し上げませんよ。三年予定で来た人が三年で帰るようにしていくということがこの制度にとつても非常に大事なんじゃないかと申し上げているんですけれども、どうでしょうか。

○井上政府参考人 移動の自由につきましては、どのような場合に移動を認めるべきかということをございまして、恐らく、技能実習生がその受け入れ環境に満足しておれば、あえて移動することはないかと申します。

そして、もともと約定していたとおりの賃金を受け取りながら、もつと高い給料が欲しいといつて移動を認めるかというと、ちょっとそれは制度の趣旨には反するんだろうというふうに思いますが。

では、例えば、前に聞いていたことと違うとか、何かそういうトラブルがあつたらどうするかといつたら、それは、相談とかそういう窓口を充実させていくことによって話し合いの中で解決する。それがどうしてもできなければ、まさに責め

なくて、やはりこの法律改正があると、とつとと大変危惧をしておりますけれども、いかがでしょうか。

○井上政府参考人 委員御指摘の今回の入管法の改正でございますけれども、これまでには、許可された在留の活動を三ヶ月以上しないときには在留資格が形骸化したものとして取り消しができると

いうふうにしておったところ、三ヶ月を経過する前でありますても、本来の活動をしないだけでなくて、既に他の活動を行い、また行おうとしている、そして在留している場合には、もう既にその

によらない継続不能ということで移籍の方を進めしていく。そのような形で、日本の国内で技能実習を遂げて高い技能を身につけて帰つていただけるような形での運用に努めてまいりたいと思いま

す。

○井出委員 大分終盤に近づいてきたので、入管法の方も少し絡めて伺いたいんです。

では、運用を変えていたなく、私がお願いした

いきます。

ただ、これは、三ヶ月とか、他の活動を行う

ことにつきましては、正当な理由がある場合

申し上げました技能実習生の転籍についての活動でございますが、技能実習生が自分で働くという

よりは、監理団体や機構も随分動くことにならうと思いますが、一定の期間、まさに新しいところを見つけるために相当な期間につきましては、活動していられないからといって直ちに取り消しをする

というようなことにはなりません。

○井出委員 今回の外国人技能実習と入管法の改正、例えば、きょうはちょっと議論はできませんが、介護の分野は在留資格も広がる、技能実習も、この法案が通れば技能実習としても介護を受入れたいと。全体的に制度を拡充していく、それが制度の適正化の部分で、事前に送り出し国ときちっと取り決めをしてもらつたりと、いい部分もあるんですねけれども、一つ、在留資格取り消しの拡充ですとか、あと、罰則の整備というものもあります。

これは私は、必要は必要だと思うんですよ。否定はしないんですけども、ただ、そうであるの

だつたら、いつのこと、技能実習生が労使問題でもめているときに、即刻帰れとかそういう話ではないで、もう一ヵ所何とかならないのか、そ

う話ですとか、そういうところをきちっと担保する、運用じゃなくて法律で、考えると言われば法制局と相談しますけれども、そういうトラブルを、きちんと統けられるようにしていく、そういうものが担保されて初めて、こういうものがな

いと、これは日本の将来の、外国人がどれだけ在留をしてくれるのか、労働は余り認めていないと

言うから在留という言葉にしますけれども、なかなかしまつて本当に日本は成り立つのか。

この問題は、かつては、私のような農村地域から出稼ぎに工場に行つている人がいた。多いときは五十万人とか、七〇年代は五十万人とかいう数字もあります。外国人の受け入れに対して、政治的、文化的な面から慎重であった。ただ、そういう中で、この制度が、難しい、非常に曖昧と言つたらあれども、曖昧かつ現実的にやつてきで、それを、ではこれからどうするんですか

と。

だから、きょうはこの制度を前提にした議論を二回目やつてまいりましたけれども、今、制度を前提にするのであれば、やはり外国人が来たい、在留したい、本当にこの分野の、単純作業をする分野の人たちが、世界の中で競争になつたら取り合いでいる、そういう時代だつてそんな遠くないと思いますよ。そういう危機感を持つて、いっぱいやらなきやいけないことはあると思うんですけども、今回どうしてもやつてほしいのが、移動の自由だけはきつと認めてくれ、そういうことなんですが、いかがでしょうか。

○井上政府参考人 繰り返しになりますけれども、技能実習がその制度の趣旨どおりに運用されまして、まさに高い技能をちゃんと身につけて帰つていただくことにより魅力の高い制度にすることによって、これまでどおり、あるいはこれまで以上かもしれませんけれども、日本に外国から技能実習生が来るような運用に努めてまいりたいと存じます。

○井出委員 この法律は、本当はやはり総理入りでやつた方がいいんじゃないかなと。去年、刑事訴訟法のときも、議論している途中から総理入りがよかつたなと思ったんですけれども、そういう法律の議論をさせていただけることは私にとって大変幸せなことだと思っております。

大臣、最後に感想を一言いただいて、きょうの議論を終わりたいと思います。

○岩城国務大臣 転籍の自由についてという問題意識をお持ちになられまして、労働力確保の観点から認めるべきとの御指摘がございました。この点につきましては、先ほど答弁したとおりであります。

技能実習の適正な継続を可能にするために認められる場合が必要との御指摘であれば、まず、技能実習計画について、法案では、主務省令で、具体的な認定基準を設け、その基準に従つて審査し、適切なもののみを認定する、そういうふた仕組みを設けておりますので、問題のある技能実習計画はこ

の段階で排除されることとなります。

その上、技能実習開始後、技能実習生が技能実習計画に疑問を持つて実習先の変更を希望する場合新たに設けられる外国人技能実習機構に相談することができます。そして、その事情いかんによつて異なりますけれども、例えば、実習実施者が明らかに指導力を欠いていたり、実習実施者による人権侵害や不正行為が行われたことにより実習の継続が困難、そのよう認められるような場合には、外国人技能実習機構は、実習先の変更を認め、新たな実習実施者が作成した技能実習計画を審査の上認定することとなります。

技能実習は、限られた期間内に計画的かつ効率的に技能等を修得するという観点から、定まった計画に基づきまして一つの実習先で一貫して行うことなどが望ましく、したがつて、実習生がその実習先を自由に変更できる仕組みを原則とすることは考えておりません。

なお、相性が悪いといったことが客観的にも技能実習の継続を困難ならしめるほどの事情であれば、転籍の可否を考えることになります。他方、単なる一方的な感情にとどまるような場合は、それだけで直ちに転籍を認めるというのは相当地ない、そのように考えておりますが、こういったたてつけにしておりますので、御指摘のことも踏まえましてこれから、実施に当たりまして、検討できる部分は検討していきたいと考えております。

○井出委員 過去の議事録と比べると幾らかのかなと思うんですが、もう少し担保も欲しい。これは非常に大事なところだとわかつていただいてはいると思うんですが、引き続き議論をしたいと思います。

あと、最後に、熊本の地震の件で、熊本にも実習生の方がいらっしゃるのではないかと思います。今日はいろいろな影響を受けるかと思いますが、その辺のことはまたしつかり考えていただきたいとお願いします。

○葉梨委員長 以上で井出庸生君の質疑は終了いたしました。

○逢坂誠二君 次に、逢坂誠二君。

○逢坂委員 大臣、きょうもお世話をになります。よろしくお願ひいたします。

私は、今回、この技能実習の法案、以前からも相当これは気になる制度ではあつたんですけども、勉強すればするほどといましようか、それから、先日、入管法の提案理由の趣旨説明もいただきましたけれども、入管法改正、このことも、中身を勉強すればするほど、これから日本の形といいましょうか、それを変える非常に大きな転機になる法案ではないかということ、ますますその気持ちを強くしております。

と申しますのは、我が国はどちらかというと、これまで外国人の受け入れに対しても、労働者であれ研修生であれ、非常に抑制的だったというふうに思うわけです。しかも、研修生が来ていても、例えば組織とか団体に属して製造業に従事をするとか、仮に農業であつても、農業という分野においてのみ研修生として従事をしているわけですが、今回、介護まで視野に入ることになりますと、国民生活の身近なところへもどんどん接近をしてくる、今まで以上に国民生活の身近なところへ接近をしてくるわけですね。

そのことによつて、もちろんメリットというものもあるんでしようけれども、さまざまな想定し得ない不都合というのも場合によつてはあるかもしれません。それを私は思うわけでありまして、政治家はやはり、そういう想定し得ない、将来もしかしたら起ころうというふうに思つておられます。三年というのは去年の七月だったのかなというふうに思うわけです。この附則にのつとつてどのような措置といふか検討をされていたのか、そこをまず御報告いただけますか。

○井上政府参考人 今回の入管法の改正法案につきましては、介護の業務に従事する外国人を受け入れるために新しい在留資格を創設するということと、偽装滞在者の問題に対処するための罰則の整備、在留資格取り消し事由の整備の措置を講ずるものでございますが、これは、今御指摘の平成二十一年の入管法改正の附則に基づく直接的な措置ではございません。

附則に基づく検討につきましては、二十一年の国対戦術的な意味合いで審議時間を長くしてく問題とと思うところは、少しでも多くのこの委員会の審

いろいろ御意見もいただいているところで、それを参考にしながら見直しに係る検討を今鋭意行つておる最中でござります。

○逢坂委員 ということは、今回の改正は二〇〇九年改正とは別のものなんだ、だけれども、二〇〇九年改正のところについては、今、附則の規定のつとつてさまざま検討を進めている最中であるということ、そういう認識でよろしいということがですね。わかりました。

それが妥当であるかどうかはまたもう少し検証してみたいと思いますけれども、それでは、在留資格取り消し事由の拡大、この点に絞つて、きょうは少しやりとりをさせていただきたいと思います。

まず一点目でありますけれども、在留資格の今回取り消し、新たに五号が追加されるというごとでありますけれども、私はこれはなかなか悩ましい条文だなと思っています。

要するに、在留資格をもつて在留する者が、在留資格に決められている活動を行わずに、かつ、他の活動を行い、または行おうとして在留していること、こういう規定があるわけでありますけれども、外国人がその在留資格に応じた活動をしていない、あるいは他の活動を行う、あるいは行おうとしていること、うとしていることで法務省が即座に在留資格を取り消すということなんですか、こういう判断というのはどのような基準で行われるのか、この点について説明をいただきたい。

特に私が悩ましく思うのは、行おうとしている、実際はやつていなければ行おうとしている、これはなかなか、厳しい規定といいましょうか、判断に迷う規定だというふうに思ふんですけれども、このあたりも含めて、ちょっとと説明いただけますか。

○井上政府参考人 お答えいたします。

特に委員の御指摘は、行おうとしているというのが不明確ではないかという問題意識に端を発していると思いますが、典型的な事例を例示いたしましたと、技能実習生を例えれば例にとりますと、実

習先から失踪した技能実習生が新たな仕事のあつせんを受けて遠隔地に転居したような場合が典型的にならうかと思います。要するに、本来の活動はもうやめていて、まだ他の活動自体は開始されしていないけれども、行おうとしている在留状態にあることが客観的に明らかだということでござります。

もう少し御説明させていただきますと、行おうとして在留しているかどうかを認定するに当たりましては、対象となる外国人が本来の在留資格に応じた活動を行わなくなつた経緯とか、他の活動に向けた準備の状況等の客観的事実が重要な意味を持つてまいります。そして、在留資格の取り消しに当たりましては、これらの事実関係を踏まえまして、当該外国人の本来の活動へ戻る見込みと新しい他の活動を開始する可能性、現実性等を検討いたしまして、当該在留資格が既に形骸化していると認められるかどうかを判断する必要があると考えております。

したがいまして、在留資格の取り消しは、入国審査官や警備官による事実の調査を踏まえまして法務大臣が行つことになりますが、取り消しに当たりましては、今申し上げましたような客観的事実を踏まえて判断をすることございますので、当局が恣意的に、行おうとしているだらうというようなことを認定して在留資格の取り消しを行はず。得るような性質のものではないと理解しております。

O 逢坂委員 当局が恣意的な運用をするものではないんだということあります。もちろん、それは当然のことだと思います。これが恣意的に運用されるというようなことになれば、どんでもないことだと思うんです。

ただ、これは条文でありますから、今の説明がないとおり、それでは現場で行われるかどうかと、私は思われないんですね。条文というのは、やはり条文として成立をしてしまいますと、それ

ということで、国会の議論なんかもう飛び越えて、条文を真正面から見て解釈をするということも、せんを受けて遠隔地に転居したような場合が典型で、ほかの活動をしていた疑いがあるんですが、私はあるような気がするわけあります。

今回、行おうとするという、これから人々がかをやろうとする、内面の意思といいましますか、そういうところまで踏み込むような気がして、非常に私は危うい感じがするんですね。

だから、予防策を講じようとしているのかもしれませんけれども、これが行き過ぎると、実際には、本当は何にもしていないので取り締まる、取り締まるという言葉が適切かどうかわかりませんけれども、そういうことにもなつてしまふおそれがあるというふうに思います。

だから、行おうとしているという言葉をここに入れるというのは、私は、法律の面からいつ非常に大きな踏み込みではないかなという気がしておりますので、この点、指摘しておきたいと思います。答弁はよろしいです。多分、先ほどの答弁の繰り返しをされるんだろうと思いますので。

それでもう一つなんですが、今回、新たに五号を追加したわけですが、現行の六号にも似たような規定があつて、在留資格をもつて在留する者がその活動を継続して三ヶ月以上行わないで在留しているという場合も、これは在留資格を取り消すことになつてゐるわけですが、これは二つ並立することになるんですけれども、これは関係はどうなるんでしょうが、新しい五号と旧六号との関係。

O 井上政府参考人 新しい五号の取り消し事由が該当することとなつた者につきましては、本来の活動を行わなくなつて三ヶ月を経過すれば、現行の六号の取り消し事由にも該当することになります。

O 井上政府参考人 新しい五号の取り消し事由は私には思われないんですね。条文というのは、やはり条文として成立をしてしまいますと、それ

が後の世に、条文にこう書いてあるではないかと

活動から離れていたことは明らかなんですが、その間何をしていたか判明していない者、あるいはほかの活動をしていた疑いがあるんですが、その立証が難しい者とか、いろいろな者がおります。

すなわち、本法案の成立後も、他の活動を行ひ、または行おうとして在留しているとまでは言えず、つまり、新五号には該当しないものの、現行の六号には該当するという者が想定されますので、こうした者については、現行制度と同様に六号の適用をして適切に対応していく必要があると考えております。

そのため、やや技術的になりますが、新五号と現行六号を併存させる必要があると考えております。

O 逢坂委員 六号、新六号というふうに言つてよいですけれども、これに違反するとして在留資格の取り消し処分というのは、年間どれくらい出されていますか。お手元にデータはありますか。私は年間六十件程度ではないかなと認識しているんですけども、どの程度ありますか。

O 井上政府参考人 お答えいたします。

ここ三年間の統計を見ますと、五十八件、六十件、八十四件となつております。

O 逢坂委員 要するに、新六号というふうになるもの、旧、改正前の法律にも残つてゐるもので五十件、六十件、八十件という程度で、それほど数は多くないというふうにも感ずるんですけれども、これらの内容についてもう少し精査をしなければ、新五号を設置する、新たに設ける意味とどうか立法事実、それが必ずしも明確ではないのではないかという気がするわけですね。

現状の中で、新たに五号を設ける、その立法事実をどのあたりに置いているのか、どう見ているのか、この点について説明いただけますか。

O 井上政府参考人 新しい五号の取り消し事由が該当することとなつた者につきましては、本来の活動を行わなくなつて三ヶ月を経過すれば、現行の六号の取り消し事由とも該当することになりますので、新五号の取り消し事由と現行の六号の取り消し事由は一部重なり合う部分があるのは御指摘のとおりでございます。

しかしながら、現行六号の三ヶ月間不活動状態が続いているというその者の中には、特段定まつた活動をせずに三ヶ月過ごしてきた者や、本来の

いと取り消せないというような場合がございます。しかし、その間に所在不明になつてしまふといふことがこれまで随分數はございまして、そのようなものに適切に対応するためには、他の活動を行い、または行おうとしていることが客観的に認められるような場合につきましては、これを速やかに取り消せるようにする必要があるということをございます。

○逢坂委員 今の説明、一見、聞くと、ああ、そうですかと言いたくなつちやうんですが、所在不明になるおそれがあるということで今回の新五号は適用できるんですか。

○井上政府参考人 本来の活動をやめていることに加えまして、他の活動を行い、または行おうとしているということが客観的に認められる場合に、速やかに取り消しができるようにするということでござります。

○逢坂委員 ですから、今私が聞いたのは、なぜ新五号が要るのか。それで、三ヶ月待つていたら失踪する、そういう可能性がある、過去にもそういうことがあった、そういう場合に対処するんだということで一つの例示として挙げられたと思うんですけども、失踪をする可能性があるということは、今回のこの五号の規定の中からは読める

○井上政府参考人 具体的に申し上げますと、最近、技能実習先を失踪した技能実習生が他の事業場で就労しているのを見発することがございました。しかし、失踪してから三ヶ月がたつてないときには取り消しが現行法上はできないわけでござりますので、任意帰国を求める、あるいはもとのところに戻るとか、いろいろそういう紛争の解決にかかりますけれども、その間にまた所在不明になつてしまふという事例がありますので、そういうことに速やかに対応できるようにするために新しい取り消し事由を設ける必要があるというこどござります。

○逢坂委員 後でまた、今のやりとり、議事録をよく見てもう一回整理をしたいと思つんですけれど

ども、今のやりとりからもわかるとおり、実は、技能実習生の失踪の一つか大きな理由といいましょうか、それは、先ほど井出委員も質問した、転籍ができる、できないというところが私は非常に大きいんだと思うんですね。そこがきちっとしていれば、あえて失踪するまでもないし、こそぞ隠れてという言い方は適切かどうかわかりませんけれども、次の職を探そうなどということはする必要がないんだと思うんですね。

やはりちゃんと、何か事情があつた場合は次の研修先にも移れるんだというところが明らかになつていれば、例えば今回のような五号というのは、あえて設ける必要は場合によつてはないのかかもしれないという気がするわけであります。この点いかがですか。繰り返しになるので、多分同じことを言つたんだと思いますけれども。

○井上政府参考人 実際に、失踪した後、不法残留状態になつたりして摘发された技能実習生から人の聞き取り調査などをしておりますけれども、その結果、失踪の動機といったしましては、いろいろ比較的少数でございまして、最近は、より高い賃金を求めて失踪するというものが過半数になつているというのが実情でございます。

したがいまして、そのような技能実習生につきましては、これは制度本来の趣旨を逸脱した行動でござりますので、かかるべく在留資格の方の取り消しの措置をする必要があると同時に、他方、これまで議論になつておりますように、不適切な取り扱いを受けて、人権侵害的なことがあって失踪やむなきに至つたような者につきましては十分な保護を与える、そのようなことを同時並行で進めていく必要があると考えております。

○逢坂委員 それでは、次にお伺いしたいんですけれども、今回の五号がそうでありますけれども、在留資格を取り消されるということになります。

○逢坂委員 それぞの自治体において定められていると。私も大臣も首長をやつてしまひましたので、住民票がなくなつたら国保から除かざるを得ないんですね、制度上は。こういう状況が生まれる、それに

住民票が削除されてしましますと何が起るか。国民健康保険の加入資格もなくなる。児童手当もなくなる。場合によつては、公営住宅の入居についても、退去してくださいとなるのだというふうに思うんです。これは即時削除、

今日は三月とかということではなくて、すぐ国外へ行きなさいよということになつちやうわけですので、こういうことになると、非常に、この人の生活そのものがもう一気に破綻をしてしまつとう気がするんですけれども、この辺はいかがでしょうか。

まして、逃亡のおそれがあるときには出国猶予期間は与えず即時退去強制手続に入りますけれども、おそれない場合には、三十日以内の出国猶予期間を与えて任意の出国を促すことになるわけ

そのような違ひがございますが、いずれにしても短期間のうちに出国をしていただくといふことでござります。

○逢坂委員 仮に三十日猶予があるにしても、その間に、例えば、国民健康保険の資格は喪失するわけですから、病気になつたというような場合はどういうことでござります。

○井上政府参考人 在留資格が取り消された後、住民基本台帳制度の対象外となつた外国人の方につきましては、社会福祉関係等の行政サービスの提供の対象になるか否かにつきましては、それぞれの行政サービスの目的によって、各自治体において定められているものであると承知しております。

○逢坂委員 在留資格を取り消した、それで国民健康保険にも制度上加入できしない、でも、その間に病気になつた、その場合にどうするのかということについて、基本権に基づかるのではないかという気がするわけですから、いかがでしようか。

○井上政府参考人 在留資格の取り消しの制度そのものは、これは外国人在留制度の枠を決めるものでござりますので、どのような要件でこれを守るかにつきましては、広い国の裁量のもとに行われているものでござります。そのように理解してござります。

ついてどう思うか、それでいいのかということを聞いているわけです。

○井上政府参考人 基本的には、在留資格が取り消されたということになります。國をしていただくことになります。

○逢坂委員 それでは、もう一点、ちょっとと違った角度から聞きます。

消し制度につきましても、在留資格の取得や保有権の状況に重大な問題があるために、それを与え難い状況に陥る。そこで、それを適切に運用するためには、在留資格の適正な管理制度の観点で、その取り消し事由を拡充し、逃亡のおそれがあるようなときにおける強制的退去の制度の方に移行できるようにいたしま

○逢坂委員 これで終わりたいと思ひますが、今後とも丁寧な議論をよろしくお願ひいたします。  
ありがとうございます。

○葉梨委員長 以上で逢坂誠一君の質疑は終了いたしました。

次に、柚木道義君。

今のような制度を拡充していくことであつては、実は私の問題意識は、ヘイトスピーチ法案・解消法案とか規制法案とか呼び方はあるわけですが、きょう参議院の法務委員会で、これは与党の議員立法についての質疑ということで、法務大臣はきょうはこちらの衆議院の方においでにな

議をされてまいりましたが、このヘイトスピーチの解消あるいは規制に対する法務大臣の御認識を、答えた機会があつたかもしませんが、改めて、きょうまさに審議をされていく中で、御答弁をいただけますか。

○柚木委員 民進党の柚木道義でござります。  
質疑の機会をいただきまして、ありがとうございます。

られるわけですが、ともすれば、本当にこの技能実習制度も、いろいろ先ほど井出委員とのやりとりを聞いていて、私は歯がゆい思いで実は質問を

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別の動

しても、もとより外国人の権利は在留管理制度の枠の中で認められているというのが基本でござりますので、在留資格の取得や保有の状況に重大な問題がある者の資格を取り消すこと自体は合理的なことであるというふうに考えております。

本日も含めまして、与野党の先生方の法案への質疑をお聞きしておりますと、この法案、制度の問題点はかなり共有をされつつあるのではないか、そのように思っております。

準備しながら、院内の中絶を見ていたんですね。でも、建前論が横行しているんですよ。やりとりが。

す権めて専念してあります。あつてはならぬことと考えております。このことは、法務省としても、これまで繰り返し明確に訴えてきたことがあります。

○逢坂委員 今の答弁、大分小声になつていて、私はどうぞどうぞしながら聞いていたんですが、在留資格制度、この趣旨を徹底する、その結果として人権を一部制限することがあってもそれはいいのだという答弁のよう聞こえたわけであります。大臣、もう時間がございませんのでこれで最後にしますけれども、今、幾つかやりとりをさせて

能実習制度、この法案、導入が拡充されていくと  
するならば、論点といいたしまして、きょうも質疑  
の中にもございましたが、まず、外国人技能実習  
生の劣悪な環境での低賃金労働。

きょうの資料の中にも、皆さん、また質疑の合  
間にごらんをいただければと思いますが、とり  
わけ、朝日新聞の連載の「悲嘆に暮れる家族

そしてその受け皿、制度の整備が十分でない、だからこそこれだけ失踪者がいる。こういう問題がある中でさらなる拡充が行われれば、例えばヨーロッパにおけるさまざまな暴動、我が国は大丈夫ですか。

そして、まさにヘイトスピーチ。私は、今回の技能実習制度を拡充していくプロセスの中

す、ヘイトスピーチとされる言動が行われていることは極めて残念なことであります。私もその画面の録画等を見させていただきましたけれども、本当にひどい内容であります。

ヘイトスピーチを本当の意味でなくすためは、ヘイトスピーチは決して許されないというとを国民の間に広く深く浸透させることができ

いただいたことからも多少は御理解いただけるかと思うんですけども、やはり今回の法改正というのは相当課題が多い。これが私は全部だめだというような意味で言っているわけではなくて、やはり、もう少し起ころうやくことや課題が何があるのかということを丁寧に、今の段階で知り得る限りというか、我々が推しはかかる可能な限りいろいろなことを想定して議論する必要があると思つております。

ジョーライを追つて」という上中下のこういつた事例であつたり、あるいは「ベトナム人実習生建設現場からの悲鳴」、この七、八、特に八ページ目、本当にこういつたところで人が暮らしている、こういつた実情。その先には、これは介護分野における非常に驚くべき実態、こういつたものも資料に例示をしております。

そのような実態、まさに強制労働あるいは強制帰国、また、高額の保証金や違約金、パスポート

で、例えばインターネット上等々でも、まさにへ  
イトスピーチとも受け取れるようなさまざまな文  
言が飛び交っている。これは助長するんじゃない  
ですか。この制度を、まさに適正化なくして拡充  
なし。同時進行という議論があるわけですが、そ  
うじゃないですよ。このまま適正化なしに拡充を  
すれば、私は、ともすればヘイトスピーチのよう  
な流れが助長されかねない、こういう懸念を実は  
持つております。

りのようでいて、最も必要なことと考えております。  
社会全体の人権意識を高め、そのような言動  
許されないという認識が広く行き渡ることで、  
イトスピーチの影響力が失われるとともに、そ  
した言動を行おうとする者が新たに生まれにく  
ことを封じることにつながるものと考えており  
ます。そして、そのためには粘り強い啓発が必要  
あるとも考えております。

そのような観点から、今後、この技能実習生も含めて、大臣のきょうの議論を聞いた上での感想、あるいは見通し、そういうったものをお聞かせいただければと思います。

○岩城国務大臣 逢坂委員からさまざまな御指摘をいただきました。そうしたこと踏まえながらも、私ども、これから議論を通してしっかりと丁寧に御説明申し上げ、御理解をいただけるよう努めてまいりたいと考えております。

や在留カードの取り上げなどの違法な人権侵害、こういった実態がある、そのように認識をしているわけですね。

私は冒頭、実は通告もしておりますし、資料にもおつけしているんですが、今回の制度、私自身の立場は、人口減少社会の中で、本当に今のままの国内の人口や労働力の中で我が国の国力が維持されいくのかについては非常に懸念を認識しているのですが、だからといって、なし崩し的に

したがいまして、まず大臣に伺いたいのは、きょうは参議院の法務委員会で、与党案、ヘイトスピーチ解消法案ですか、議論がされているわけですね。私もこの間、前大臣の上川法務大臣あるいは松島法務大臣、このヘイトスピーチの認識、もとより、それに対する対応をどういう形で進めしていくべきなのかについてもやりとりをさせていただいてまいりました。

今、法案審議、与党案、その前には野党案、審

また、あらゆる機会、あらゆる場面で、政府として、ヘイトスピーチは許されないことであるという態度を鮮明にすることが必要であると考えております。

そこで、ヘイトスピーチはあってはならないことを一層明確に法務省としても示し、粘強い啓発活動を通じて強く訴えますとともに、人権侵害の疑いのある事案を知した場合には、人権侵犯事件として立件し



合の報酬と同等額以上という要件と同趣旨の基準を技能実習計画の認定基準の一つとして定めます。大臣の両者となって、実際には両大臣の委任を受けた一元的な制度管理運用機関であります外国人技能実習機構においてこれを行なうこととしておりまます。賃金評価に関して労働行政の視点から判断もできるようになるということでござります。

さらに、より適切な判断を確保するために、個々の実習実施者には、技能実習生に支払う賃金が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることについて説明責任を課すこととし、説明責任を果たせない実習実施者に対しては、認定基準を満たさないものとして技能実習計画を認定しないこととするなどを予定しております。

具体的には、実習実施者に単に自社の賃金体系を示させるだけではなくて、計画書に記載した技能実習生の予定賃金額が合理的であることを積極的に説明させることや、技能実習一号または三号を行おうとする技能実習生については、一号実習生の賃金額を上回ることを求めるなども検討しております。

これらによつて、技能実習生の賃金がこれまで以上に適正なものとなるようにしたいというふうに考えていくわけでございます。

○袖木委員 今、田所政務官の御答弁があつたんですけれども、もちろん厚生労働省も含めて。そうであるならば、これは、法案では「技能実習生の待遇が主務省令で定める基準に適合していること」と省令委任をしていて、有識者懇の報告書では「同じ程度の技能等を有する日本人的労働者に支払っている賃金額を示し、要件を満たしていることについて説明しなければならない」と、説明責任を課すべきと示されておりますが、実習の実施機関との判断では、やはり技能レベルの違いなどということでお易いに低賃金を認めるものとなる懸念というのは否定できないんだと思うんですね。

ですから、待遇における公平公正を担保する客観的基準をいかに省令に規定するのか、その仕組みを。今のような、その後の対応は結構ですよ。しかし、やはり、その実効性を担保する上で、客観的基準をいかに仕組み、省令に規定するのか、ここがポイントだと思いますが、これは厚生労働省になるんですかね。ちょっと答弁いただけますか。

口などをしっかりと明示、整備をしていただかなければ、後で省令ということであつてもどこまで実効性が担保されるのか、現段階ではほとんど実効性がないと見ていいので、これはしっかりとそういう部分がござりますので、注視してまいりますので、よろしくお願ひをおきたいと思います。

それから、資料の三ページ目以降についておきますが、これは「実習生相次ぐ死亡事故」。きょう、質問に当たつていただきたさまざまなかデータの中でも、事業所の監督指導、これは違反率が八割、七割。大多数の事業所での違反といふのはずっと継続しているんですね。不法行為、大多数は賃金等の不払い、その他にも、暴行、券券、在留カード取り上げ、人権侵犯、保証金返収。そして労災。私、それぞれ、一般の労災の死傷者の数値、これは比率ですけれども、いただくと、こちらの外国人技能実習生の方の死傷者数の方が、二十五年、二十六年度、それぞれ数字上とかなり上回っているんですね。

こういった中で、やはり何が重要なのか。ここにも「立ち入り強化・保険義務化」というようことがあります。そこで、弁護士さんのコメントがついています。

私は、やはり監理団体、あるいは闇プロ一カー、それから送り出し機関の適正化、こういったものをしっかりと行っていくことが不可欠だと思いますが、法案では「実習監理を行う者又はその役員若しくは職員は、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当地拘束する手段にて、技能実習生の意思に反して技能実習を強制してはならない」とされておるんですが、これは何で実習実施者は対象になつていないので。これは法務省、御答弁いただけますか。

○田所大臣政務官 直接の雇用主であります実習実施者については、技能実習生の意思に反してせん能実習を強制する行為をした場合には、労働基準法五条の「使用者は、暴行、脅迫、監禁その他身體又は身體の自由を不当地拘束する手段により、労働者の意思に反して労働を強制してはなら

十七条によりて、一年以上十年以下の懲役または二十万円以上三百万円以下の罰金に処されることがあります。

しかしながら、監理団体にはこのような規定がなかったことから、御指摘の法案四十六条の禁止規定及び法案百八条の処罰規定において労働基準法第五条と実質的に同じ行為を禁止した上で、同法百十七条と同一の法定刑を定めているわけでござります。

○柚木委員 今、労基法五条の対象ということを御答弁いただいたわけですが、これは厚生労働省に確認しますが、技能実習制度におきまして、強制労働に該当する極めて疑わしいケースが多いといたことで指摘をされているわけですね。ところで、労基署が労基法第五条を適用しない理由について、厚生労働省は、この五条違反構成要件を全て満たす事例は確認されていないとされていてお聞きしております。

労基署が労基法第五条を適用できないとなると、今の御答弁、実効性は何ら担保されないとということになってしまいます。これはどのように認識をされておられますか。

○大西政府参考人 労働基準法第五条の違反でござりますけれども、確かに、現時点で第五条違反として送検した事例はございません。

しかしながら、厚生労働省におきましては、技能実習生に係る強制労働が疑われる事案でありますとか、あるいは技能実習生への暴行、脅迫、監禁等、技能実習生からの違約金等の徴収等、技能実習生の預金通帳、印鑑、旅券等の取り上げ等が疑われ、かつ、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が疑われる事案等につきましては厳しく対処する所存でございまして、かような事案につきましては、出入国管理機関との合同監督、調査を実施するなど、厳しく対処しているところでござります。

○柚木委員 厳しく対処していても、相次ぐ死亡事故、この現状が改善されていないわけですね。

今後、この制度が適正化なくして拡充されていくと、ますます、この四ページ目以降に、これはある方の実例。ジョーライという方が、当時二十七歳の外国人技能実習生で、実は、日本への出稼ぎは本人の強い希望だったわけですね。前日まで元気に働かれていたジョーライが急死をして、奥さん、あるいは、この中にも出ています、お父さんががんになられて治療費も必要になつて、ジョーライは滞在を実習生として当時最長の三年に延ばして、そして娘さんが生まれて、本当に毎月頑張つて仕送りをして、しかし、急死をしてしまった。お父さんはどうして帰つてこないのと娘さんが言うたびに奥様は涙ぐむ、お墓を訪れれば、お父さん早く起きて、出てきてと呼ぶ、こういうような事例。

これは本当に、私は、今のような今後の対応、運用で大丈夫なのかなという懸念を持ちますし、

また、ベトナム人の実習生の問題も、この後

ちょっとと質疑に移りますけれども、「監理団体と交渉」と次の八ページ目に書いているんですけれども、こういう現実ですね。

監理団体の担当者、これは弁護士との間でやりとりをするということになつて、ところが、当

日、担当者は出てこない。会社の方も出てこない。代理人の弁護士が出てきて、その代理人の弁

護士自身も、自分が技能実習制度の仕組みにつ

いて十分承知していないことを認めて、法違反、

人権侵害は早急に解決されるべきであることを確

認したと。代理人として選任された事情を聞く

と、監理団体がJITCOに、これは労働組合の

全統一というところから申し入れがあつたと相談

した際に、JITCOから代理人弁護士を立てる

ようアドバイスがあつたためである、JITCO

の姿勢を象徴するようなエピソードだといふこと

でござります。

制度で必須とされている三ヶ月ごとの監理、毎

月の訪問指導も有名無実、多くの法令違反、不正

行為に目をつぶつていた。実習生たちの訴えに対

しても、まともに取り合おうとせず、働くのが嫌なら帰国をするしかないとき放してはいた。今回この事件では、技能実習制度で不正行為とされている暴行、脅迫、賃金不払い、人権侵害、雇用契約に基づかない業務、技能実習計画との乖離、実習計画継続不可能時の報告不履行、監査、相談体制の構築不履行、労働関連法違反、不法行為のオノバレードがあるわけでございます。

これは、今御答弁、この後、強制帰国の実

例、事例、それから保証金、違約金の禁止、そし

てパスポート、在留カードの取り上げ禁止、私生

活の自由の制限禁止などなど、今ちょっと答弁に

お触れいたいたんですけど、これを本当にきっと

ちりとチェックしていこうと思つたら、今回新た

な機構ができる部分の実効性も含めて、どのように

にして実際にこういうことが起こらないことを担

保していくのか。

ちょっとと時間がないので、この強制帰国や保証

金、違約金の禁止、そしてパスポート、在留カー

ドの取り上げ禁止等はお触れいただきましたが、

改めて、これは送り出し機関の適正化というのも

非常に重要でありますので、ここまで法務省の方

に通告しておりますので、ちょっとと恐縮ですが、

まとめて御答弁いただけますか。

○井上政府参考人 まず、強制帰国への対応でござりますけれども、これは法案では強制帰国の文

言は用いてございませんけれども、対処策が講ぜられております。

まず、実習実施者への対応としては、技能実習

計画の途中で技能実習を一方的に打ち切ることに

なっていますので、それは計画に従つて技能実習を行

わせていないということを理由とする計画認定の

取り消しが可能ということになります。取り消さ

れれば、五年間の欠格期間に入るということにな

ります。

監理団体にいたしましても、強制帰国に関与し

た場合には、技能実習計画に従つた実習監理を行

う義務に違反したということを理由に、監理事業

の許可の取り消しが可能になります。

さらに、案件の内容に応じてですが、意思に反して技能実習計画を打ち切り帰国させる過程で、この法律に基づく技能実習継続困難時の報告義務などした技能実習生からの相談に対応する母国語相談窓口を機構の方に整備する予定にしてございまます。

それから、法案におきましては、実習実施者や実習監理者が技能実習生の旅券や在留カードを保管してはならないとし、それに対する違反行為に對する罰則を設け、あるいは、対外的な通信や外出の禁止に財産上の制裁等を伴つたものを告知すれば、それも处罚できるようにするなどの罰則を整備してございます。

これらの関係では、外国の送り出し機関について直接の处罚をかけてございませんが、それにつきましては、それぞれ日本国内における具体的な行為であることから、まず、日本国内の実習実施者や監理団体の方を直接の規制の対象にすることによりまして相応の効果が期待できるほか、外国にある外国の送り出し機関につきましては、むしろ二国間取り決めを結びまして、送り出し国の中の法律に基づいて、その力を得て、送り出し機関を排除して送り出し機関の適正化を図つていく仕組みを基本にしようと考えておるところでござります。

○柚木委員長 以上で柚木道義君の質疑は終了しました。

次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民進党の鷲尾でございます。

質疑に入る前に、熊本の大震災でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、また、御遺族の方にお悔やみを申し上げ、被災された皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

政府におかれましては、できる限り早い復旧復興に努めさせていただくようお願いする次第でござります。

○葉梨委員長 以上で柚木道義君の質疑は終了しました。

次に、鷲尾英一郎君。

○鷲尾委員 民進党の鷲尾でございます。

質疑に入る前に、熊本の大震災でお亡くなりになられた方の御冥福をお祈りし、また、御遺族の方にお悔やみを申し上げ、被災された皆さんにお見舞いを申し上げたいと思います。

政府におかれましては、できる限り早い復旧復興に努めさせていただくようお願いする次第でござります。

○佐野委員 球磨郡の佐野でございます。

それでは、質疑に入らせていただきたいと思ひます。

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案ということでありまして、

こういう法律ができると自体が非常にすばらしいことであるというふうに思つております。

○柚木委員 時間が来たので、これは今の答弁についてまだまだ質疑したいので今後に譲りますが、大臣、最後に一言だけ。

今のお話を聞いていただけて、いかがですか。本当にこういう状況で、私も冒頭も言いましたよう

に、制度の適正化なくして拡充なしにしないとい

う実態をそのまま進めていくことで、本当にこれ

は日本として、世界に向けてどういう受けとめられになつていくのかどうなのか。

適正化なくして拡充なし、その認識を最後に一

言だけ下さい。

○岩城国務大臣 適正化なくして拡充なしという御指摘ありました。そういうときようのさまざま

な議論等も踏まえまして、私ども、適切な制度

にしていきたいと思っておりますので、議論の中

でしつかりと御理解をいただくよう努めてまいりたいと考えております。

○柚木委員 終わります。ありがとうございます。

○岩城国務大臣 適正化なくして拡充なしとい

う実態をそのまま進めていくことで、本当にこれ

は日本として、世界に向けてどういう受けとめられ

になつていくのかどうなのか。

適正化なくして拡充なし、その認識を最後に一

言だけ下さい。

○岩城国務大臣 適正化なくして拡充なしとい

う実態をそのまま進めていくことで、本当にこれ

は日本として、世界に向けてどういう受けとめられ

になつていくのかどうなのか。

適正化なくして拡充なし、その認識を最後に一

くれない、こういうことが今、地方では頻発をいたしておりまして、地方というか、日本全国なんでしょう。その中で、特に地方は、首都圏並びに大都市圏に人手をとられてしまっていて、その結果、人手の偏りによって地方ではますます人手不足が深刻化しているという状況であります。

その状況下におきまして、地方の活性化でありますとか、あるいは日本全体の経済成長ということをを目指す中で、人手不足がかなり供給側の制約になつていてあるうといふことが推測をされるわけであります。こういう状況下において、新たな枠組みをつくつて技能実習制度を拡充していく、これを時宜にかなつたものと見るかどうかというところでいきますと、人手不足の企業さん事業家にとってみると、こういう技能実習制度といふのがどういう意味合いで認識され利用されていくかということは、事業家の立場に立つてみたら、かなり人手不足だから、政府が考へているような技術移転ということではなくて、外国人技能実習生を逆に労働力として使つてしまふ、こういう地合いであるだけに、そういう事業家の皆さんのお勘違いも起こりやすい、こう思つわけであります。

この点、政府に見解を問いただしたいというふうに思ひます。

○岩城国務大臣 まず、熊本の地震についてお触れられました。

法務省としましては、法務行政の職務の遂行に万全を期す、あるいは避難住民の皆様の支援に万全を期す、それから法務行政への民間協力者に対する支援に万全を期すべく対応しておりますことさて、おだしことにについてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、技能実習制度ですが、これは、労働力の受け入れを目的とする制度ではなく、開発途上国等への技能移転を通じた国際貢献という重要な意義を有する制度でありまして、外国人労働者の受け入れ制度によつてかわるものではありません

ん。すなはち、技能実習制度につきましては、今回の方案により適正化を図りつつ、その制度趣旨に沿つたものとして今後とも活用していくべきも

のであります。専門的、技術的分野については、技能実習制度の見直しとは別に議論されることはあります。そこで、この外国人労働者の受け入れに関しては、政府といたしましては、専門的、技術的分野の外国人については、我が国の経済社会の活性化に資することから、積極的に受け入れることが重視と認識をしております。

他方、専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人の受け入れにつきましては、ニーズの把握や経済的効果の検証のほか、日本人の雇用への影響、産業構造への影響、教育、社会保障等の社会的コスト、治安など、幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ、政府全体で検討していく必要がある問題と認識をしております。

もうとも、我が国の少子高齢化、人口減少が進む中、外国人労働者の受け入れのあり方ににつきましては、国民各界でさまざまな意見があると承知をしておりまして、政府としても、その検討を進めしていく必要があると考へております。

そこで、中長期的な外国人材受け入れのあり方につきましては、昨年六月に閣議決定された日本再興戦略において、「真に必要な分野に着目しつゝ」総合的かつ具体的な検討を進める。「移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく」とされております。

法務省といたしましても、出入国の管理を所管する立場から、この検討に積極的に参画してまいりたいと考えております。

○鷲尾委員 大臣にちょっと先の質問も答弁をいただいたよろしく存じます。

人手不足でありますから、人手不足についてはいたさきたいと存じます。

であるという建前で運用していくことありますから、これは同時並行的に議論をしなければいけないんですねが、外国人人材の活用について

は、大臣の御答弁にも中長期的と一言おつしやつてましたと思ひますけれども、私は、人手不足についてはかなり喫緊の課題だと思っております。しかも、目下、現実として非常に重要な問題であるので、やはりその議論のスピードをできる限り速めていただきたいというのが一つ御要望がありまして、これについてのコメントもいただきたいです。

あわせて、お隣の韓国で雇用許可制という制度がございます。これは、韓国は日本型の研修生制度というのがあつたんですねけれども、さまざまなものから、違法性のあるブローカーの存在でありますとか、いわゆる研修生の人権侵害でありますとか、さまざまな問題がありまして、二〇〇四年に雇用許可制というのに転換をしておるんです。

そういう韓国の制度というのは、ある意味、韓国も民族として外国人比率が極めて低いわけありますし、近い国でそういうことを制度としてつくつておるというところも横目に見ながら、日本としては、そういう制度を参考にしながらできる限り早く議論をしていかなければいけないというふうに思つておりますので、その雇用許可制につきましても検討されているのかどうか、そういうことも含めまして大臣から御答弁をいただきたいと思います。

○岩城国務大臣 専門的、技術的分野とは評価されない分野の外国人受け入れにつきましては、幅広い観点から、国民的コンセンサスを踏まえつつ、検討することが必要であると思います。

関係省庁間で種々の意見交換を行つております。

いざれにしましても、先ほど申し上げました日

本再興戦略に基づき、政府横断的な検討を行つてまいりたいと考えております。御指摘のことにも十

分踏まえながら検討を進めていきたいと思いま

す。

それから、韓国の外国人雇用許可制ですか、これにつきまして、具体的に概要を述べますか。それについて検討しているかどうかということですか。○鷲尾委員 私がこれをわざわざ話題に出したのは、これはもう喫緊の課題であるということと、今御答弁でも感じたんですけど、やはり政内における温度を感じますね。現実はもっと厳しい状況ですよ、今、人手不足というの。前も法務委員会で、当時は私、葉梨委員長に副大臣時代に御質問申し上げましたけれども、現実、進んでいる状況と政府の検討状況、この差は今の御答弁でも私は感じますね。

○鷲尾委員 それでは、次の質問をさせていただきます。JITCOの件であります。JITCOの件でありますと、現状をよく認識しながら検討を進めたいだいたいと願っています。お願いします。O岩城国務大臣 総務、現状については先ほど申し上げたとおりであります。委員の御指摘も踏まえまして、現状をよく認識しながら検討を進めたいだいたいと願っています。

○鷲尾委員 それでは、次の質問をさせていただきます。JITCOの件であります。JITCOの巡回指導の実態、公表されている資料を見ても年度ごとにかなりばらつきがありますし、目標としているものに足る水準の管理監督ができていたのかということ。それ以上に、実際に、後でも少しお話しします

けれども、例えば失踪者が出てきてしまっている等々、内容それから結果ともに満足する水準ないといふに私自身は認識をしておるわけですけれども、この法案によってそれを補完していくて、今申し上げた管理監督の方法なりあるいは結果なりをより改善すべき方向に持っていくのが筋だと思ってますが、この点につきましての認識を問いたいと思います。

○宮川(晃) 政府参考人 お答えいたします。JITCOの巡回指導の実態等についてお答えさせていただきます。

厚生労働省からの委託事業としまして、JITCO、公益財団法人国際研修協力機構が受託し実施してきました巡回指導 每年度数千件程度、平成二十六年度ですと六千百十六件の改善指導を行つてきたところでございます。厳しい予算状況しかしながら、いまだに不正行為、法令違反が発生していることは承知しておりますと、JITCOによる巡回指導には法令上の根拠がなく、指導監督の実効性に限界があつたこともその一因と考えております。

このため、この法案では、外国人技能実習機構を新設し、法律に基づく実地検査などを行わせることとしておりまして、これにより、実効性のある形で指導監督を行うことが可能になると考えております。

○鷲尾委員 もうちょっと、例えば、今私が質問しました、調査件数自体にかなりばらつきがあるんですよ。その理由についてもこの委員会の場で、どうなんだという話を聞いていただきたいし、実際に、失踪者の推移につきまして、結構ふえてきていると思うんですね。そこら辺の現状認識もあわせてお伺いしたいんです。

○井上政府参考人 失踪の方についてお答えさせていただきます。

技能実習生の失踪者数は年々増加傾向にありま

して、平成二十七年には五千八百人を超えるとうところまでふえまして、入管局といだしましても、この事態を大変重く受けとめているところでございます。

これまで、失踪した技能実習生や関係者から事態を巡回指導の対象としていたなかつたものには減少したというふうに理解しているところでございます。

そこで、現行制度下におきましても、失踪者を多數発生させている送り出し機関や監理団体等に係る技能実習生受け入れの申請につきまして厳格に審査するなどの対応をとつてございますが、新規度のものでは、さらに、送り出し国政府との政

府間取り決めによりまして、送り出し国や送り出し機関による技能実習生に対する制度趣旨の周知徹底を求めるとか、高額な手数料を徴収する不適切な送り出し機関を排除するなどの対応をとつてまいりたい。

また、審議中の入管法改正法案では、逃亡した技能実習生にも対応しやすくなる新たな在留資格を取り消し制度の事由を創設してございます。

また、審議中の技能実習法案の方では、技能実習生に対する人権侵害の禁止規定や罰則、相談受け付け体制の整備等も盛り込んでおりまして、受け入れ機関側の問題による失踪にも対応して、このように総合的に失踪の問題に取り組んでまいりたいと考えております。

○宮川(晃) 政府参考人 お答えいたします。JITCOによります実習実施機関に対します

巡回指導の実績でございますが、二十四年度は九千百八十四件、二十五年度七千三百九十九件、平成二十六年度六千百十六件でございます。

巡回指導件数 改善指導件数が減少傾向にある理由いたしましては、一つは、厳しい予算状況の中、この予算額が、平成二十四年度ですと三億九千万円、二十五年度三億七千万円、二十六年

度三億四千万円と漸減してきたところとあわせまして、総務省から平成二十五年の四月に、巡回指導に関する改善をしろという形の勧告がございまして、それによりまして、例えば技能実習一年目の実習生を巡回指導の対象としていたなかつたものをするなど、内容的な、質的な向上を図つたために数が減少したというふうに理解しているところでございます。

また、この組織は、当然のことながら公費を使はなければなりませんので、そういう意味で、この高い賃金を求めて失踪する者が多数であるとい

うこと、少数であるけれども、技能実習生に対する人権侵害行為等、受け入れ側の不適正な取り扱いによるものがあることが判明しております。

そこで、現行制度下におきましても、失踪者をふえる、こういう単純な関係にあるわけですから、質的に拡充したとしても、結果として失踪者がふえているということは、やはりそこは連携して重く見ていただいて、よりよい方策を考えたい

いただきたいというふうに思っております。技能実習機構がこれから担うということになるんでしょうかけれども、予算を減らして、実際、失踪者がふえる、こういう単純な関係にあるわけですから、質的に拡充したとしても、結果として失踪者がふえているということは、やはりそこは連携して重く見ていただいて、よりよい方策を考えたい

いただきたいというふうに思っております。技能実習機構がこれから担うということになるんでしょうかけれども、予算を減らして、実際、失踪者がふえているということは、やはりそこは連携して重く見ていただいて、よりよい方策を考えたい

も、では、実習機構としてどういうことを目標にして監督をしていくのかとか、例えば今の失踪者数であれば、先ほど法務省からも答弁があつたように、増加傾向にあるというのは非常に問題だ

うことでありますから、では、新たにこの法律を成立させることによつてこれをどこまで減らしていくかと考えているのかとか、そういうふうに思ってますまで含めてどこまでを想定されているのか、御答弁いただきたいと思います。

○宮川(晃) 政府参考人 お答えいたします。外国人技能実習機構は、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るということを目的に、監理団体、実習実施者に対して指導監督を行ふこととしております。具体的には、主務大臣からの委任に基づきまして、監理団体に対しましては年一回、実習実施者に対する三年に一回程度の頻度で、関係書類等を実地に検査するほか、必要な報告、帳簿書類の提出を求め、対応していく

ことを想定しております。

これらを通じまして技能実習法違反等の不適正

な事案を発見した場合には、是正を指導し、改善を求めるとともに、指導に従はず、または改善がなされない場合には、技能実習計画の不認定あるいは認定取り消し等につなげることにより、制度の適正化を図つてまいりたいと思っております。

また、この組織は、当然のことながら公費を使はなければなりませんので、そういう意味で、このような業務の内容について適切な目標を設定していきたいと考えております。

○鷲尾委員 その目標はもうちょっと具体的に言えないと考えています。

○宮川(晃) 政府参考人 先ほど申しました業務の内容を踏まえまして、今後、この法案が通りましたところで、適切な目標を設定したいと考えております。

○鷲尾委員 さつき、失踪者がふえているのは重いことだと言ひながら、そこにに対する意識が余りないところで、適切な目標を設定したいと考えております。

○鷲尾委員 さつき、失踪者がふえているのは重いことだと言ひながら、そこにに対する意識が余りないところで、適切な目標を設定したいと考えております。

○鷲尾委員 いかに管理しても結果が伴つていなことがありますから、そこに対する意識が余りないところで、適切な目標を設定したいと考えております。

○鷲尾委員 いかに管理しても結果が伴つていなことがありますから、結果を伴うということを重視していただきたいというふうに思います。

それで、今回、技能実習第三号を創設されて、その場合、優良な実習実施者並びに監理団体が技能実習第三号ができるということになつております。

○鷲尾委員 いかに管理しても結果が伴つていなことがありますから、結果を伴うということを重視していただきたいというふうに思います。

それで、今回、技能実習第三号を創設されて、その場合、優良な実習実施者並びに監理団体が技能実習第三号ができるということになつております。

○鷲尾委員 いかに管理しても結果が伴つていなことがありますから、結果を伴うと御答弁いただきました。

○井上政府参考人 実習実施機関や監理団体の優良性の基準のお尋ねでございますが、技能等を修得させる能力や実習状況の監査を遂行する能力が高い水準を満たすかどうかという観点から、主務省令で定めることとしております。

具体的な定め方につきましては、法務省と厚生労働省の合同の有識者懇談会の報告書におきまし

て、優良と判断する際の視点として、過去三年分の実習生の技能評価試験での合格率でありますとか、実習生に対する適切な相談体制や指導体制が整備されているか、あるいは行方不明者を発生させていないかなどの例が示されているところでありまして、このような有識者懇談会の意見も踏まえながら適切に定めてまいりたいと考えております。

○鷲尾委員 では、今御答弁があつたところは基準に入るということでいいんですかね。踏まえるということは入るんだよということでいいんですね。

などの際にそのことを確認することによって実効性を担保することとしたいと考へております。

説明責任が果たされていないと判断される場合は、外国人技能実習機構と主務大臣が連携して是正指導あるいは改善命令等を行うこととし、仮にこれに従わない場合には、技能実習計画の不認定、あるいは既に認定を受けた計画の認定取り消し等の措置を講ずることとなるものでございました。

なお、現在も、労働基準監督署等におきましては、実習実施機関に対しまして監督指導を行つておるところでございます。

おりまして、労働基準関係法令違反が認められた場合に、労働基準監督署等において厳しく指導しておるところでございます。

新制度におきましても、外国人技能実習機構と労働基準監督署などが連携しつつ、実習生の待遇が適切なものになるよう、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○鷲尾委員 ちょっと質問を一つ飛ばしますね。日本語要件についてなんですか? 介護の話ですね、日本語要件といふと介護なんですか? ども、先ほど、技能実習生の報酬がどうしても最低水準に近くなってしまうということが、その理由の一つとして、やはり日本語の能力にも差があるということでありました。

だとするならば、日本語要件について、当然、技能実習生としてもある程度身につけてから来た方が、日本語で賃金がかなり低いという状況から改善するというところもあるでしょうし、あるいは、技能実習生を受け入れる側からしても、ある程度日本語を話せた方がいいんじゃないかなというふうに思いますので、安易に日本語検定の水準を落とすべきではないというふうに考えるんですけど、この点いかがでしょうか。

○堀江政府参考人 お答えいたします。

これまで、技能実習制度で、技能実習生に日本語能力というのを要件としている例がないわけでございますけれども、介護については対人サービスでございます。そうした上で、厚生労働省の檢

討会でも、介護職のイメージ低下を招かないようになります。

しかし、日本人労働者の待遇、労働環境の改善の努力が損なわれないように、それから、サービスの質を担保するとともに利用者の不安を招かないよう

にすること、三つの要請に応えることが必要となりますことで、この三つの要請全てに關係するものとして、必要なコミュニケーション能力の確保ということをその報告書の中に盛り込んでござります。

具体的には、その報告書の中でござりますけれども、技能を学んで帰国することを前提とする技能実習制度の性格もございますが、段階を経て技能を修得するという制度の趣旨から期待される業務内容、到達水準との関係を踏まえ、日本語能力試験、これは国際交流基金等で実施しているものでございますけれども、入国時には、基本的な日本語を理解することができるレベルとされるN4程度を要件としつつ、日常的な場面で使われる日

本語をある程度理解ができるレベルとされるN3程度が望ましい水準として、個々の事業者と実習生の自主的な努力を求める、二年目以降の業務への円滑な移行を図るとともに、二年目以降につきましては、N3を要件とすることとしております。

いずれにいたしましても、今後、技能実習制度に介護職種を追加する場合には、介護実施機関から提出されます技能実習計画の認定基準といたしまして日本語能力要件を設定いたしまして、技能実習生の日本語水準の制度的な担保を図るとともに、技能実習生が適切に日本語學習を行うことができるように、環境整備に努めてまいります。

○鷲尾委員 日本語を習得した方がお互いにとってメリットであるだろうと思ひますので、私はそこは、安易に水準を、余り間口を広げ過ぎてもしょがないんじゃないかなというふうには思つておられます。これは意見として申し上げておきたいと思います。

質問を飛ばし飛ばしでいきたいというふうに思いました。悪質な事業者をこれから排除していくこということでありますけれども、国内ですと、ある程度日本語の目が届いて、規制の網をかけようということになりますと、ある程度はしっかりとこの法律の目が届いて、規制の網をかけようということになりますと、ある程度はしっかりとこの法律の目が届いて、規制の網をかけようということになりますと、ある程度はしっかりとこの法律の目が届いて、規制の網をかけよう

ます。

悪質な事業者をこれから排除していくこということでありますけれども、海外でありますから、これをどういうふうに管理監督していくかということは非常に大事な点であります。

りまして、先ほども御答弁の中でちらつちらつとかい見えるところがありましたけれども、国外における実態調査、並びに日本の趣旨をどう徹底し、どう管理していくかという点につきましての政府の認識を問いたいと思います。

○井上政府参考人 御指摘のとおり、海外における悪質な送り出し機関の実態を解明してそれを排除していく、そういうことによつて送り出し機関の適正化を図っていく必要があると考えております。

そのため、各送り出し国との間で取り決めを作成いたしまして、送り出し国政府において、自国の送り出し機関の適格性を個別に審査し、保証金の徴収を行うような不適切な送り出し機関を排除し、適正なもののみを認定する仕組みに順次移行してまいりたいと考えております。

また、この取り決めにおきましては、送り出し国政府に対しまして、帰国した技能実習生からの聴取を通じた送り出し機関の不正の実態の調査でござりますとか、不正が疑われる特定の送り出し機関を調査してもらう、あるいは不正が認められた送り出し機関を確実に排除してもらう、さらに送り出し機関を実際に排除してもらおう、さらには、失踪者を多く出している送り出し機関を調査して排除してもらおう、そのようなことも求められるような内容を盛り込む方向で交渉してまいりました。

これらの取り組みで、悪質な送り出し機関の排除を実現していくたいと思います。

○鷲尾委員 ちょっと質問通告した内容を大幅に、ちょっと時間がなくなつてしましましたので、

皆さんには申しわけない気持ちでいっぱいあります。時間が参りましたので、もう一度質問する機会がありましたら、そこでまた質問させていただきたいたいと思います。

○葉梨委員長 以上で鷲尾英一郎君の質疑は終了いたしました。

本会議散会後直ちに委員会を再開することとありがとうございました。

○葉梨委員長 以上で鷲尾英一郎君の質疑は終了いたしました。

午前十一時五十七分休憩 午後二時三十四分開議

○葉梨委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○清水委員 日本共産党の清水忠史でございます。

質問に先立ちまして、先日発生いたしました熊本県を中心とした九州地方の大地震につきまして、大勢の方々がお亡くなりになり、またがをされているとのことであります。心よりお悔やみを申し上げ、被災された方々にお見舞いを申し上げると同時に、ぜひ、全ての被災者の皆さんに対し、人命最優先、救援活動を前進させていくことと政府にはお願いもし、私たち日本共産党としても、必要な情報提供を行ながら、政府と協力して頑張ってまいりたいと思います。

それでは、法案の質疑に入らせていただきま

す。

外国人技能実習制度につきましては、これまでも、最低賃金を下回る給料、残業代不払い、そのような違法行為や、また、バスポートや預金通帳の取り上げ、セクハラ、パワハラなどの人権侵害などが多発してまいりました。

アメリカ国籍者人身売買報告書におきましても、また国連自由権規約委員会においても、日本における外国人技能実習生の人権問題がたびたび指摘をされ、国際社会から強い批判がされており

ます。

ところが、この法案は、技能実習生の実習期間を現行の三年から五年に延長する、そして対象業種を介護などにも拡大するという制度になつております。

改めて、法務大臣にお伺いいたします。

外国人技能実習制度の目的についてであります。技能移転による国際貢献なのか、それとも、たびたび指摘をされている国内の人材不足を補うための労働力の受け入れか、御認識をお聞かせください。

○岩城国務大臣 技能実習制度の目的ということではありますけれども、技能実習制度は、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的とする制度であります。我が国の国際貢献において重要な役割を果たしているものでございます。

○清水委員 国際貢献であるとのことであります。そのように繰り返し御答弁されているわけですが、きょうは、その根拠について、私なりにいたしてまいりたいと考えております。

○井上政府参考人 お尋ねのうち、平成二十三年

以降の五年間の累計数でお答えをさせていただき

ますと、二十三年以降、五年間、技能実習生の帰

国者の累計は三十四万八千百三十六人になります。

○清水委員 提出しております資料の二枚目に、この五年間、「技能実習に係る外国人出国者数の推移」ということで、今答弁がありましたように、約三十五万人の方が、日本で実習生として学び、本国へ戻られたということなんですね。

それでは、具体的にお伺いしますが、この約三十五万人の実習生のそれぞれが、その後どのように母国でその技能を役立てているのか、教えていただけますか。

○宮川(晃)政府参考人 帰国した技能実習生につ

いての状況でございますけれども、一つは、いわゆる好事例という形で、公益財團法人国際研修協

力機構、JITCOが帰国した実習生からの近況

報告をまとめた事例集というのがございます。そ

の中では、例えば、修得した作業工程管理手法が評価され、技術系管理職として復職し大幅に昇給するという例ですとか、温室管理や土壤管理等の技術を日本で学んで、それを生かして、農業法人を立ち上げ、高付加価値作物の栽培に成功するなど、技能実習を通じて修得した技能を生かし、母国の産業や地域社会の発展に大きく貢献してい

る事例というものが報告されてございます。

また、厚生労働省におきましては、実習生の帰国後の就職状況や日本で修得した技能等の活用状況を把握するフォローアップ調査を実施しております。いろいろ御指摘は受けておりますけれども、その調査結果によりますれば、技能実習期間を通じて学んだことが役に立ったとする回答が九

八・四%、役に立った具体的な内容として、修得した技能というものを挙げられる方が最多の六九・一%、帰国後に従事する仕事の内容として、同じ

または関連のある仕事とする回答が七五・二%と

なつております。実習生が日本で修得した技能を母国でおおむね生かされているものと考えてい

るところでございます。

○清水委員 今お答えされました調査について、一枚目の資料にその回収率をお示しさせていただきました。二〇〇八年度から始まっています。

が、一回目から二割を切る回収率、二〇一四年度は一〇%にも満たないということであります。

今、宮川局長、いろいろ述べられましたが、一

つの事例ではあるかと思うんですが、私が聞い

たのは、約三十五万人の実習生それぞれが、日本で学んだ修得した技術をどのように生かしている

のかというふうにお伺いしたのであって、今の答

えは少しかみ合わないといふふうに思ふんです

ね。

角度を変えて聞きますが、例えば厚生労働省が

御自身で、送り出し国へ一度でも行って、実習生のその後の実態調査を行われたことはございますか。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

技能実習生の帰国後の就業等の実態を送り出し

に赴いて確認したかということにつきましては、確認することは行つております。

○清水委員 結局 日本で学んだ後、働いた後

は、母国に送り出した後はほつたらかしになつて

いるのではないかという批判が起ころうであります。

全ての実習生のフォローアップ、その後どのよ

うに修得した技術を生かされているのかというこ

とをつかまないで、一部のアンケートだけでは信頼性は低いわけで、結局、安価な労働力の使い捨てだと批判されても仕方がないと思うんです。

今やりとりを聞いていただきまして、これまで三十五万人の方々が母国へ戻られているわけ

です。その全てに対して調査をしていない。フォ

ローアップ調査はわずか一割にも満たないとい

うのは、どうもこれは納得できないんですね。

本当に、この三十五万人、帰国された方々が、

技能実習、このことによって、日本で学んだ技術

でおおむね生かされているものと考えているとい

う数字の中で、私は、繰り返し厚生労働省が述べて

いるように、実習生が日本で修得した技術は母国

ローアップ調査はわずか一割にも満たないとい

うのは、どうもこれは納得できないんですね。

本当に、この三十五万人、帰国された方々が、

技能実習、このことによって、日本で学んだ技術

でおおむね生かされているものと考えているとい

う数字の中で、私は、繰り返し厚生労働省が述べて

いるように、実習生が日本で修得した技術は母国

によって、母国に技能移転ができた、国際貢献が

できた、そういう根拠を法務大臣は持ち合わせですか。

○岩城国務大臣 我が国の技能実習制度につきま

しては、送り出し国の政府関係者から、その国の人材育成や自国の発展に貢献しているとの一定の評価をいただいているものと承知をしておりま

して、技能実習制度が技能等の移転による国際貢献の制度として重要な役割を果たしているものと考

するものになつていくことを期待しております。

○清水委員 今、大臣、答弁されましたけれども、一部の送り出し国の大使とか、あるいは政

府関係者との意見交換や交流、懇談の場におきま

して、非常にいい制度だと言わたったということは確かにと思いますが、外交辞令という場合もあり

ますので、そのことをもつて、三十五万人の帰国

した実習生たちが、技能移転をしている、国際貢

献に役立てたと自分自身が感じているということは根拠は結局示せないということだと言わなければなりません。

例えば、第六次出入国管理政策懇談会の第八回

外国人受入れ制度検討分科会、これは二〇一四年三月に開催されたものですが、弁護士の吉川精一委員がこう述べております。この制度のもとで来日する技能実習生が、帰国後、日本で得た技能を

生かした職場で働いているとの確たる証拠はない

く、技術移転という本来の目的を果たしていない

という意見を提出しております。私は、このこと

を真摯に受けとめることが、この法案を議論して

いく上で何よりも重要ではないかということを申し上げたいと思うんですね。

政府のそうした、いわゆる技能移転だ、国際貢

献だと言いながら、一方では、法令違反、人権侵

害、あるいは人材不足を補うための労働力の供給

というものが行われているわけですね。そういう

ギャップが広がる中で、一体どういうことが起

こつているのかとということについて、資料の三枚

目をごらんください。

これは、はがきを拡大したものであります。こ

れは、四国にありますメディカルサポート協同組

合が介護事業を行つて法人に宛てたはがきな

です。本文の二行目、「国は、平成二十八年

から介護分野における外国人の技能実習生を開始

することを発表しました」発表しただけで、まだ

始まつていないんですけども。真ん中の囲みの

ところの三に何と書いているか。「人材不足を外

国人スタッフで補いたい」そういう方は御連絡

くださいというはがきなんですね。

厚労省にお伺いしますが、これは技能実習制度の趣旨にかなつたものですか。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

技能実習制度は、技能、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力することを目的としてお受け入れを労働力の確保策と宣伝している監理団体があるとすれば、制度の趣旨を誤解しており、その結果、労働関係法令の違反ですとか人権侵害につながる可能性が懸念されるところでござります。

○清水委員 はがきを拡大しましたので、ちょっと字が潰れて読みにくいくらいでございました。厚労省、これは認可したんですか。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

正確にこの協同組合の認可について確認はしてございませんが、恐らく、都道府県等の事業協同組合関係の、事業協同組合としての認可を受けたものではないかと推定しております。

○清水委員 そのとおりなんですね。

この協同組合は昨年六月に設立されたものなんです。このはがきに、ホームページをまずごらんください、こう書いておりますので、私、見させ

ていただきました。すると、ホームページには何と書いているかといいますと、「日本国内の労働市場の需要に応えるために」、いいですか、「需要に応えるために」「政府主導でスタートした制度であります。」こう書いているんですよ。こういう認識なんですね。でも、受け入れ機関の方がよほど正直に、この制度の実態を赤裸々に述べていると言わざるを得ません。

さらに驚くべきことに、この協同組合は、「外国人技能実習生の介護実習は松山の老人ホーム施設で行います」と、法案が成立もしていないのに先取りして告知しているわけなんです。

現行法のもとでも、こうした協同組合、監理団体などは是正指導るべきじゃありませんか。いかがでしょうか。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

先ほど申しましたように、技能実習生の受け入れを労働力の確保策と宣伝しているような監理団体があるとすれば、それは制度の趣旨を誤解している。その結果、労働関係法令の違反ですとか人権侵害につながる可能性が懸念されるところでござります。

このような監理団体などにつきましては、制度の趣旨に反するような受け入れにより法令違反等が生じている旨の情報を申告等を通じて把握した場合には、事案に応じて地方入国管理局や労働基準監督署等で適切に対処することとしております。

また、新制度おきましては、監理団体に対し是正指導ですとか改善命令ということを行うこととなるうと思ひますし、仮にこれに従わない場合には、監理団体の許可ですが、既に許可を受けた監理団体であれば許可取り消し等、技能実習法に基づき、さらに徹底した措置を講ずることとなろうと考えております。

○清水委員 制度の趣旨を理解していないと言いますが、同時に、このホームページを見ますと、この外国人技能実習制度については、一定期間に

実習生に対する支給を予定している賃金額を把握しておりますが、その平成二十六年度の平均額は、月額十二万九千五百九十八円でござります。

○清水委員 今、宮川局長が答えたのは、二号に移行する際の支給予定賃金ということでありまして、私が質問したのは、実際に技能実習生が受け取っている金額を聞いたんですよ。

もう一度お願いいたします。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

私どもの方で把握している数字としましては、支給を予定している賃金額、これは、雇用条件書におきます一ヶ月当たりの支給概算額、すなわち、支給を予定する基本賃金及び各種手当の合計額でございまして、いわゆる所定外労働に対する時間外労働賃金は含まれないという数字でござります。

○清水委員 繰り返しになるんですが、実際にどうぞ、問題となつてまいりました。

とにかく、この委員会でも、技能実習生の賃金が余りにも低い、最低賃金に張りついている、あるいは最低賃金未満の法令違反も繰り返し告発をされ、問題となつてまいりました。

それで、これは法務省にお尋ねしたいんですしゃつてください。

が、現行では、法務省令の上陸基準省令の、日本人が従事する場合の報酬と同等額以上と技能実習生は定められているんですが、その趣旨について簡潔に説明していただけるでしょか。

○井上政府参考人 委員御指摘の、上陸基準省令において日本人と同等額以上の報酬を受けることが要件とされていることの趣旨でござります。これは、外国人であることを理由に低賃金で就労させることは認めないという趣旨の規定でございます。

○清水委員 では、お伺いします。

これは厚労省になるんでしょうか。上陸後の外国人技能実習生が実際に支払いを受けている給料は幾らですか。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたしました。

実習生の賃金につきまして、厚生労働省におきましては、委託事業を通じまして、技能実習生が第一号から第二号に移行する際に、実習実施者が実習生に対し支給を予定している賃金額を把握しておりますが、その平成二十六年度の平均額は、月額十二万九千五百九十八円でござります。

○清水委員 今、宮川局長が答えたのは、二号に移行する際の支給予定賃金ということでありまして、私が質問したのは、実際に技能実習生が受け取っている金額を聞いたんですよ。

もう一度お願いいたします。

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

私どもの方で把握している数字としましては、支給を予定している賃金額、これは、雇用条件書におきます一ヶ月当たりの支給概算額、すなわち、支給を予定する基本賃金及び各種手当の合計額でございまして、いわゆる所定外労働に対する時間外労働賃金は含まれないという数字でござります。

○岩城国務大臣 現行制度では、法務省令の、報酬が日本人が従事する場合の報酬と同等額以上であることという要件について、地方入国管理局が上陸、在留許可の手続の中で審査をしておりま

す。この点、当該申請人の報酬について、最低賃金を下回っているなど、当該要件を満たさないよ

うな場合は、入国、在留を認めないこととしております。

実際に支払われる報酬が、地方入国管理局への申請の際提出した雇用契約書に記載された報酬よりも極めて低かつた場合には、賃金等の不払い、二重契約などの不正行為となり得ます。

技能実習生の賃金が低水準にあることにつきま

○宮川(晃)政府参考人 そのような統計はございません。

○清水委員 驚くべき事実だと私は思いますよ。主務省令だとか上陸許可の際だとか、あるいは二号に移行するときに支払われる予定の賃金については把握をしていると。しかし、現に技能実習生がどのような条件で幾ら賃金をもらっているかと

いうことについて、政府は把握していないということじゃありませんか。

これは、ベトナム人実習生御本人と、それを支援している市民団体の方々の許可を得て、名前を伏せ、派遣先の現場を伏せた資料であります。

ことし一月のものであります。正月休みを除いても、ほとんど現場に派遣されることがない。

仕事がなかつた、あっせんされなかつた。これは建設業なんですね。それで、仕事がない日も飯代の月の出勤回数、九回、九日間、そして、賃金が一千円にも満たない賃金で、これで実習生が生活していくのんでしょうか。

それで、最低賃金、東京ですから九百七円、これに張りついているわけなんですが、月額四万五千円にも満たない賃金で、これで実習生が生活しています。

上陸、在留許可の手続の中で審査をしておりま

す。この点、当該申請人の報酬について、最低賃

金を下回っているなど、当該要件を満たさないよ

うな場合は、入国、在留を認めないこととしてお

しては、技能実習生を受け入れている実習実施機関の半数以上が従業員十九人以下の小規模事業者であり、一般に、日本人従業員を含めて賃金額が高くなりにくい傾向にある上、技能等の修得のために来日した技能実習生は、一般的に言いますと、日本人に比して技能等が未熟であり、賃金額が最低賃金を大きく上回ることが難しい状況にあるものと思われるものと認識をしております。

そこで、新制度におきましては、賃金について  
は、具体的には主務省令で、日本人が従事する場  
合の報酬と同等額以上であることを定める予定で

あります。

あります。かつ、技能実習計画の認定に当たりましては、実習実施者に同等以上と言えることについての説明責任を課し、実効性を担保する予定

○清水委員 私は新制度のことを聞いているのではなくて、外国人だからといって日本人よりも給料が低くてはだめだというふうに入管局長はおっしゃいましたよね。最低賃金は守られていますが、実際、このような出勤形態では、それこそ一ヶ月の生活ができないような状況なんですね。私が聞きましたのは、このような給料で、賃金

で実習生が生活していくのかといふふうに私は伺いました。私は大阪ですけれども、西成区の日雇い労働者の皆さんでも、一定期間働けば、あぶれ手当といふ休業賃をもらえるんですよ。この実習生はこれだけですよ。こういうことが蔓延しているわけですね。

新しい制度で、いわゆる計画画をよく認定するといいますけれども、これまでだって書面上は認められてきたわけじやないですか。実際どれだけの給料が払われているのかということを現場でチェックすることができないから、こうした実能が起つていて。それが新制度でどこまでできるのかという担保が本当にあるのかどうか。私は、甚だ疑問だと言わなければならぬと思うんですね。

やはり、技能実習制度の期間の延長だとか、あるいは職種の拡大を言う前に、現行制度のもとでいい

どれだけひどい実態が起こっているのか、どこに問題点があるのかということをもっと政府としてつかむ必要があるというふうに、私は率直に指摘をしておきたいと思います。

習生がいたそなうなんですが、六人で集まって相談をして、監理団体やJITCOに相談した。すると何と言われたか。我慢しろと言われたんです、我慢しろと。

一年目の研修生についても労働関係法令の保護の一環として技能修得活動が行われるように措置されることとなりまして、これにより研修生の法的保護の強化が図られるものと認識しておりますと、

先ほどの賃金といい、このような劣悪な住環境で、日本人労働者からの暴力といい、こうしたことまで行ってきたことをいわゆる取り締まることができなかつたということは、私は真

堂々と胸を張つて答弁されている。  
あれから七年たつて、穴掘りですよ。結  
の法改正によつて実習生のそうした法令違  
権侵害はなくならなかつたといふことじや  
よし。

摺りに見ておく必要があるというふうに思います。さらに、この実習生はとび職ということでこの現場にやつてきたそうですが、とび職の仕事はさ

○宮川(晃)政府参考人 お答えいたします。

せてもらえなかつた。それはなぜかといいますと、技能講習が必要なんですね、安全帯をつけたりだとか。

ては、平成二十二年七月の改正入管法施行後は、最初の研修、いわゆる講習の時間以外は、全て事業主との雇用関係のもと、労働基準関係法令が適用されることとなつております。これらの法令違反が発見された場合、労働基準監視官による指導・助言を行なうとともに、

ナム人実習生は何をさせられていたか、穴掘りであります。資材運びです。このような作業は単純労働じゃないんですね。これが技能移転になるんですね。どうかお答えください。

○宮川(晃) 政府参考人 お答えいたします。

認められた場合には、労働基準監督署において厳しく指導しているところでござります。  
その上で、本法案におきましては、新たに外国人技能実習機構を創設し、受け入れ機関への実地検査等の権限を付与することで、法令違反の是正を徹底することとしております。

なつておりますので、単純作業だけをやつてはいることは、その計画に沿っていないといふ評価がされるべきものだと考えております。

○清水委員 計画でなされていないことが行われているということじやありませんか。これは水山の一角ですよ。

構が連携しつつ、しっかりととした対応を行い、法令遵守を徹底してまいりたいと考えております。  
○清水委員 ちょっと私、それに意見がありますね。

私は、今回の法文を見ましたけれども、本当にこれで、今私が述べたような外国人実習生への法

方には二百五十名、合わせて三百三十名でこのようないわゆる人権侵害だと法令違反を厳しく実地検査を

令違反や人権侵害がなくなるとは思えません。それはなぜかといいますと、実は、二〇〇九年に出入国管理及び難民認定法の改正が行われましたね、前回。そのときに在留資格に技能実習というのが生まれたんです。それまでは一年目は研修生だったものを、一年目から技能実習にしようと比聴平議員の質問に対し、当時の厚生労働大臣官房審議官が、その二〇〇九年の法改正のもとで、

すると、しかし全部で三万三千社ある実施機関を回ろうと思えば、三年かつてようやく一軒行くけるというような状況ですよね。監理団体についても一年に一回しか回れないということです。しかも、実習機構の体制はどうするんですか。これは、例えば労働基準監督官だとか入国審査官が現役出向するんでしょう。何人出向するんですか。

例えば、簡単に労働基準監督官が出向すると

いますが、どうですか、人手不足じゃありませんか。一人の労働監督官が十件も二十件も労働事件を抱えている。そして、お話を聞きますと、いわゆる技官だとか事務官の仕事まで監督官がやつている、新卒採用がなかなかものだから。そんな厳しいところに、課長級、課長補佐級、係長級、何人抜くんですか。

これは、三百三十人の構成が今言えますか。法務省、厚労省、言えますか、三百三十人の構成を。

○井上政府参考人 新設される外国人技能実習機構の方へ出向する職員のランクとか人数につきましては、現在検討中でございますが、新制度の施行当初から機関の業務が円滑かつ適格に遂行できるよう適切な人数を出向させたいと考えております。

○清水委員 検討中と言いながら、どうしてそれができるということが言いたれるんでしょうか。全三百三十人が現役出向になるということでもないわけでしょう。プロパーで雇ふ場合だってあるし、もっと言えばJ-ITCの職員を横流しそうなことだつてあるわけじゃないですか。人権擁護局長が行くんですか。

肝心なことを、体制を聞けば検討中と言い、そしてこのような人権侵害を告発すれば実習機関がしっかりと実検するという、私はこれは全く信頼することができます。

この実習実施機関が次のような取り締まりができるのかということについてお伺いします。送り出し機関をどう取り締まるかという問題ですね。先ほどのベトナム人実習生も、送り出し機関に百万円払つてきたと。百万、法外なお金ですね。日本でいう百万円の比じゃないですからね。あるいは、別の中国人女性は、送り出し機関との間で違反賠償の合意という契約書にサインをさせられた。一部紹介すると、どんなことで合意させられていたかなど、許可をとらない外出は禁止、恋愛禁止、携帯電話の購入は禁止、携帯電

話の使用は禁止、携帯電話を購入した場合は没収、いずれも賃借金は五十万円から八十万円を支払い、即刻強制帰国という書類にサインをさせられていた。

これらの違法な違約金だと契約金、法外な手

数料などを取る送り出し機関の違法行為をどう規制することができるのか、教えてください。

○井上政府参考人 送り出し機関は外国の機関でありますので、保証金徴収等の不正が疑われたとしましても、その事実を我が國の地方入出国管理局等が調査して実態を解明するのは容易ではございません。また、外国にある機関に対して直接権限行使ができないため、不適正な機関を確実に排除するのもまた限界があることは事実でございます。

そこで、各送り出し国との間で取り決めを作成しまして、各送り出し国政府において自国の送り出し機関の適格性を個別に審査し、保証金の徴収等を行うような不適切な送り出し機関を排除し、適正なもののみを認定する仕組みに順次移行してまいりたいと考えています。

その上で、保証金徴収等の端緒が得られた場合には、送り出し国政府に対しまして、不正が疑われる送り出し機関への調査や指導監督を依頼し、不正が認められれば送り出し国政府において認定を取り消してもらうという形で、不適切な送り出し機関を確実に排除するような仕組みにしてまいりたいと考えております。

○清水委員 今、入管局長が認めました、送り出しことに對して実態調査をするのは容易ではないと。そうした送り出し機関を日本の側から排除できないということですね。

では、どうするか。二国間取り決めで、政府間でそうしたことをやつしていくんですけどそれどちらが、事態は深刻ですよ。実態は全く変わつていなければ、不適正な送り出し機関を排除すること等を通じまして制度の適正化を図つていくものでございま

す。

それで、私は最後に大臣にお伺いしたいんですね。この委員会の議論の中で、外国人技能実習生に憲法は適用されるのかという命題についていろいろ議論がありました。入管局長は認められるといふ答弁されたこともありますし、宮川局長は、一定規制を受けるという答弁もされております。

ただ、例えば職業選択の自由でいいますと、何と書いているかというと、「何人も」というのが冒頭ありますね。何人も職業選択の自由があると。これは日本国民に限つたわけじゃないんですね。国民固有の権利と書いていることではないんです。

日本国憲法第十八条について岩城大臣に聞きます。日本国憲法第十八条について岩城大臣に聞きます。

○清水委員 今皆さんお聞きになられたように、条約じゃないんですね。つまり、いわゆる締結国に国内法の整備あるいは法的拘束力というのは及ぶません。今述べられたように、両国の共通の認識を文書で示すと。あとは努力義務なんですよ。相手がちゃんとそういう悪質な送り出し機関を排除するという約束さえ、まだできるかどうかわからないわけじゃないですか。こうした問題を抱えたままこんな法案を通してくといふのは、私は大問題だと言わなければなりません。

結局、何が問題になつていてるかということなんですか。話は最初に戻るんですけどそれどころか、結局これは、技能移転による国際貢献というのに、もう無理がある。やはり実態調査も行わずに、冒頭私が聞きました、三十五万人の実習生がどうなつているかわからない。給料についても、幾ら払われているか実態をつかんでいない。悪質な送り出し機関については今後具体的に取り締まるということもできないというようなことがつきりました。

この技能実習生にも憲法第十八条は適用されると考えられませんか。

○岩城国務大臣 ただいま御指摘のありました憲法第十八条の規定は、技能実習生に対しても適用されるものと理解をしております。

技能実習生に自由な転籍を認めていないのは、役を強いられているわけであります。

この技能実習生にも憲法第十八条は適用されると考えられませんか。

○岩城国務大臣 ただいま御指摘のありました憲法第十八条の規定は、技能実習生に対しても適用されるものと理解をしております。

技能実習生に自由な転籍を認めていないのは、役に当たるものではありませんが、仮に逸脱して人権侵害行為があつた場合には、計画の途中であります。このような技能実習制度は、奴隸的拘束や苦役に当たるものではありませんが、この政府間の間で、説明をお願いしたいんですけど、この政府間の間取り決めというのは一体何なんですか、これは条約ですか。

せんが、法改正や省令改正がなされてきたんです

労働等が行われた場合は、刑法や労働基準法上の犯罪として処罰されることになります。

○清水委員 これで最後にいたしますが、やはり、出入国管理法についてもいろいろ質問を用意していたんですねけれども、時間が足りませんのでここで終わらせていただきますが、何よりも大切な法案でございますので、徹底審議を求めて私の質問を終わらせていただきたいです。

○葉梨委員長 以上で清水忠史君の質疑は終りました。

○木下委員 おおさか維新の会、木下智彦です。本日もお時間をいただきまして、ありがとうございます。  
まず冒頭ですけれども、九州地方であります  
地震に被災された方々にお悔やみ申しますとともに  
に、政府におかれましても、適切、迅速に対処い  
ただきたいと思いますので、重ねてよろしくお願  
いいたします。  
それで、きょうはちょっと、それに関連してな  
んですかれども、通告がないことなので、お答え  
できなければ別に結構なんですけれども。

ちようど 被災された九州 特に熊本それから  
大分であるとか、ああいつたところが、見てみると  
と、結構盛んにこの外国人技能実習制度をやられ  
ているところが多いようなんですね。多いという  
のか、いろいろなインターネットであるとかそ  
ういうところを見ていても、こういうことをやつて  
いるとか、結構盛んに書かれてありますと、當  
然、普通の日本人の方々もそうなんですかけれど  
も、そういう人たちが被災されているんじやない  
かなということを、今ここで聞いていてふと思つ  
たんですね。そういう人々は、特に対処といつ  
たところで置き去りになる可能性があるんじやな  
いかなと私は思つていまして、ちょっととそいつ  
たところについて、もしもお答えしていただける  
のであればお答えしていくべきだといいんです。  
特に、避難等々についても適切に対処されてい

のかということが一つ。それから、これから先のことなんですねけれども、恐らくこれから先、急激な復興というのを当然やつていかなければならないといいながらも、職場環境が整備されるまでに一定の時間がかかると思うんです。その間は技能実習制度としてどういうふうなことが行われるのか、例えば、違う場所へ移るようなことが考えられるのか、それとも、その復興に力をかけていただくような、そういう活動が想定されるのか、その辺、お答えできる範囲で結構ですので、お話をいただけますか。

が、震災が起きた後、入国管理局の方にいろいろなお問い合わせが在留する外国人の方から来たときには、入管の所掌に限らず、ここはどういうところに相談に行つた方がいいとかそういう情報提供に努めるように指示を出してござります。それから、技能実習が事実上継続できない状況になった場合には、ケース・バイ・ケースでの対応を考えざるを得ませんので、相談があれば、それは個々に監理団体等と一緒に考えまして、適切な対応をしてまいりたいと思います。

そうなんですね、例えば監理団体を含めてどうも、ある程度労働力としてそういう人たちを当てにしているながら、だめになつたからといって急にどこかへ行くというのもなかなか難しい問題があるんじゃないかなというふうに思つていたので、適切にというのはどういう形でやるかというのは、これは相当大きな問題だと思ひます。

ただ、この外国人技能実習制度、これの根幹に当たるところは国際貢献ということだと思うんですね。そうなつたときに、やはり日本は、こういう災害があつたときにも、そういう技能実習生として来られている方々に対し非常に適切な対処がされたといふに、そういう結果を残して、それを経験として本国へ帰つていただくといふことは非常に重要なことだと思いますので、ぜ

ひとも手厚い手当てをしてあげてほしいの  
臣の方からもよろしくお願ひいたします。

人  
にて結構なんですがれども、何がキーファクター  
になるというふうに思われるか。ここはいろいろ

な観点があると思いますので。

では、本題の方に入らせていただきます。  
今も振りになっていてる部分があるんですねけれども、国際貢献がこの外国人技能実習制度自体の根幹に当たるところというふうに私はお話をさせていただいたんですけども、きょうもそうです  
し、前回の質疑でもそうなんですねけれども、この制度と今政府が考えられているところにどうしてまだギャップがあるんじやないかなという気がしてならないので、ちょっとその話はおいおいさて、さあまうすぐ、大臣、こしまよこ  
〇岩城国務大臣 な観点があると思いますので、突然の御質問ですので、私の個人的な経験から話をさせていただきまして、補足があれば局長からということでもよろしいでしょ  
うか。(木下委員「ええ、どうぞ」と呼ぶ)  
今からもう大分前になります、私がいわき市の市長をしておりましたときですか。中国に撫順市という友好都市がございます。私が市長として派遣団を率いて撫順市を訪れたときのことです  
が、どうしき、無頼の悪党の手から見こな

は技能 技術といったところで では 日本の海  
外に広めたい技術、技能というものの、日本独特  
のキーファクターといふんですか、これは何だと  
思われますか、大臣。

というのは、わざわざ日本に実習生として来ら  
れます。わざわざそういう環境に来て技術を学ん  
で帰られるわけですよね。そういった技術が海外  
に広まることで我が国が国際貢献をしようという  
話だと思うんです。

では、日本の技術って一体何なんだろう、どこ  
に、ほかの国とは違う、差別化できるようなよさ  
があるというふうに思われているでしょうか。と  
いうのは、そこがわからなければ、結局、日本に  
来て技術を修得しなくたって、どこででも学べる  
ような技術であればわざわざ日本に来てもらう必  
要はないわけで、日本のそういういつた技術、一般的的

○岩城国務大臣　技能実習制度であります。技術、技術または知識の開発途上国等への移転を図り、開発途上国等の経済発展を担う人づくりに協力すること、そのことを目的とする制度であります。我が国の国際貢献において重要な役割を果たしているものと考えております。

○木下委員　ありがとうございます。

そうですね。お話しいただきましたように、特

作業が対象職種となつてしているわけではありませんけれども、いざれも、それがこれがと一つずつ申し上げるつもりはありませんけれども、やはり発展途上国にとりましては貴重な学ぶる技術になつていいのではないかな、そんなふうに考えております。

○木下委員 大変すばらしいお話をいただいたと  
思います。大臣のお話しされたところに私が聞きたいことが含まれていたと思うんですね。

それには何かというと、イチゴを、日本でそういう技術を学んで、わざわざ持ってきていただきたいて、大臣がいただかれたということですよね。これは、御本人の感覚ですからわからぬところがありますけれども、ある種の恩返し的な感覚があるんじゃないかなと思うんです。

やはり、そういう中に含まれるのは何がある

いう理由でそのイチゴをいただくことになったのか、そのときわからなかつたんですが、後で聞きましたと、その農家の方がいわきでイチゴの生産の研修をされて、それで、撫順に戻つてから、母国に戻られてから今イチゴをつくつていて、それを食べてほしい、そういうことだつたんですね。そういう意味での貢献もあります。それはやはり、日本のそういう農業の技術、これが活用されているものだと思います。

そのほかに、今現在、七十四職種で百三十三の

かといふと、それだけすばらしい技術が日本にあつたんだということと、では、どうしてそのすばらしい技術があつたのかといふところをいろいろちょっと考へてみたんですね。いろいろなところでいろいろな人がいろいろなことを書いています。

いろいろなところから見ていて私が思つたのが、一つの結論なんですけれども、日本の技術、技能も含めて、よくも悪くも、このよくも悪くもというところがちょっとポイントでもあるんですけれども、よくも悪くも、すり合わせ、それから調整、調和、こういったものなどから生まれる質の高い技術といふところが、やはり海外の人たちがなかなかまねできないとこだと思うんですね。それから、細やかなそういう手当てをしていくことであるとか、そういうのも全部、調和であるとか、そういうことが根底にあるものだというふうに私は理解しております。

それが、では、現実問題、そういうふうなことをこの技能実習生の人たちが修得してもらえるか、その意味合いも含めて、やはりそこが、この技能実習生、これは生半可なことを言つて本当に申しわけないですけれども、そういうことを修得してもらつて世界に広めてもらうことと、これが本來あるべき姿だと思うんですね。

ただ、きょうのお話をちょっと聞いてみると、そればかりじゃないとは思ひますけれども、どうしてもそことは相当かけ離れているんじやないかなと思わざるを得ないんですね。やはり、総じて言えば、来ていただいたからには、日本という国を好きになつてもらわなきいけないんだと思うんです。文化もしっかりと体験していただいて、仕事だけじゃないです、いろいろなことをしてですね。

こんな私が手前みそで言うのもなんですけれども、全く状況は違うかもしれませんけれども、私も二十年ほどサラリーマンをしておりまして、会社の海外研修員制度というので会社の中から海外に行かせていただいて、仕事はしなくていいと。

仕事をしなくていいといなながら、修業生ですから、いろいろな仕事のお手伝いをしながら、その文化であるとか習慣であるとかといふことを学んで帰つてくるというふうなことをさせていたいた経験があります。

その後も総じて五カ国ほどにちょっと住ませていただいたことがあるんですけども、その中でも、やはり好きな国、嫌いな国というのが出てきてしまうんですね。なぜかといふと、文化を知れば知るほど、私に合わないなというところはやはり嫌いになるし、ただ、嫌いになると、うまいながら、相対的にどうかだけで、例えば、オリンピックみたいなものを見ていたら自分の住んでいた国の応援をしたくなったりとか、やはりそういうこともするし、あの国にはこういうすばらしい技術だつたり文化があつたりするということを学んで帰つてくる。

そういうふうな経験をしていた人間として思うんですけれども、彼らがそういうことができる環境にあるかなと思うと、聞いていてもそうですが、いろいろなものを読んでいてもそうなんですけれども、そうは思えないんですね。何でそうは思えないんだろうというふうにして考えてみたときに、先ほど大臣がお話ししてました、そのこの制度の根幹、この部分と、政府が期待していることに、ちょっとまだひづみがあるからなんじやないかな、そういうふうなことを私は思つております。

前置きが長くなつたんですけども、大臣はきょうもお話をしされていますけれども、今回の位置づけといつたことを少しお話しされていたと思うんですね。では、この日本再興戦略と外国人技能実習制度の位置づけといつたところ、これまた、意欲と能力のある若者が将来に希望が持てるような環境を作ることで、「ここはいいと思うです」、「いかにして労働力人口を維持し、また効率化を上げていけるかどうかが、日本が成長を維持していくかの鍵を握っている」これがいいと思うんです。これは確かに。

〇井上政府参考人 お尋ねの趣旨は、外国人技能実習制度の位置づけといったところ、これを簡単にで結構ですのでもう一度お話しいただけますか。

第一の総論のところ、「改訂戦略における鍵となる施策」というところの2に、「扱い手を生み出す女性の活躍促進と働き方改革」、「人口減少社会への突入を前に、女性や高齢者が働きやすくなるよう、意欲と能力のある若者が将来に希望が持てるような環境を作ることで、「ここはいいと思うです」、「いかにして労働力人口を維持し、また効率化を上げていけるかどうかが、日本が成長を維持していくかの鍵を握っている」これがいいと思うんです。

今のお話、では、「二〇一五年の方をもうちょっと見てみましょうか。

二〇一五年の方は何と書いてあるか。これも、「日本産業再興プラン」、その二番に「雇用制度改革・人材力の強化」と。人材力の強化ですよ。その二の二といふところに、「女性の活躍推進」とともに、「外国人材の活用」と書いてあります。その中に、この外国人技能実習制度について言及

「日本再興戦略」改訂「〇一四におきましては、平成二十七年二月二十三日の衆議院予算委員会におきまして、安倍総理から、現在政府が進めていく外国人の方々の材の活用や外国人技能実習制度の拡大などの施策は、多様な経験、技術を持った海外からの人材に、日本で能力を発揮していただき、また我が国で技能を修得して母国でそれを生かしていく、お互いが裨益する形にしていこうというものが基本的な考え方である旨の答弁がなされていましたと承知しております。要は、外国人のさまざまな往来が我が国社会を国際化、活性化させ、その発展に結びつくという観点から経済対策の中に位置づけられているものと考えております。

この技能実習制度の拡充につきましては、平成二十七年二月二十三日の衆議院予算委員会におきまして、安倍総理から、現在政府が進めていく外国人の方々の材の活用や外国人技能実習制度の拡大などの施策は、多様な経験、技術を持つた海外からの人材に、日本で能力を発揮していただき、また我が国で技能を修得して母国でそれを生かしていく、お互いが裨益する形にしていこうというものが基本的な考え方である旨の答弁がなされていましたと承知しております。要は、外国人のさまざまな往来が我が国社会を国際化、活性化させ、その発展に結びつくという観点から経済対策の中に位置づけられているものと考えております。

これは、管理監督の強化をしたらあればされども、ここから読み取れるのはどういうことかといふと、技能実習制度を拡充することで外国人材を活用するんだ、これはそういうことを言つてゐるんじゃないかと思うんですね。

先ほど答弁を聞いていたら、労働力として活用するというのは考え方と違うというふうな感じのことを言つてはいたと思うんですけども、ここはどう読み取ればいいんですか。さつきの答弁と、この前の答弁ですね、清水さんのときの答弁だと思いますけれども、そのとき言つてはいたことここに書いてあることは整合性がありますかね。ちょっと私、どう理解していいのかわからなっています。

と日本でその能力を発揮してもらいやすくすることが重要である。「これはそうです。『当面の対応策として、管理監督体制の強化を前提に技能実習制度を拡充することとしたほか』と。後ろはまだ続いているんですよ。

されているんですね。施策の主な進捗状況等々で、外国人技能実習制度の新制度への移行に向けた取り組みを推進すると。日本再興戦略、先ほど言つた二〇一四年改訂で示された制度見直しの方針を具現化するため、技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会を開催し検討を行つた。その結果を踏まえ、今回言われている管理監督体制の強化と、制度の拡充、これは実習期間を三年から五年に拡大するといふこと、を盛り込んだ外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律案を出

す。適正なものとか保護をするというふうなこと、これはいいと思うんです。ただ、これは、この労働力を活用しようというふうに読み取れないですかね。どう見ても、人材力の強化が、書いてあるところが、例えば国際貢献とかいうところでこういうものができるんだつたら私はわかるんですけど、これは、ただ、完全にそういうんじゃないじやないかなと思うんですね。

では、もうちょっとお話をさせていただきま

す。

もう一つ、平成二十七年二月十日閣議決定、産業競争力の強化に関する実行計画二〇一五年版、ここの中にいろいろ書いてあります。「産業競争力の強化に関する施策についての基本方針」、「重点施策」の着実な推進」というところにいろいろ書いてあって、そこに、「施策の内容、実施期限及び担当大臣」云々というふうに書いていて、「雇用制度改革・人材力の強化」「人材こそが我が國の最大の資源であるという認識に立つて、働き手の数の確保と労働生産性の向上の実現に向けた思い切った政策を、その目標・期限とともに具体化する必要がある」と書いてあるんですね。そこ

の施策項目の中に、「外国人技能実習制度の抜本的な見直し」と。

これはどうしてなんですか。国際貢献と全く逆に、人材を確保するといったところに、政府の閣議決定です、先ほどの日本再興戦略も、それから

産業競争力の強化に関する部分も。これは私、いか悪いかを言つているんじゃないですね。労働力を確保するのがいいか悪いかを言つてあるんじやなくて、きょうまで、今まで話をしてきたところの中では、労働力としての目的というのは、そんなのは二の次というのか、そういう問題ではない、国際貢献のためにやるんだと、大臣も先ほど、私が最初に聞いたときに言わされました。でも、ここに書いてあることはどうもそろは読み取れないんですけど、これはどう解釈すればよろしいでしょうか。

○井上政府参考人 「日本再興戦略」改訂二〇一四の方に戻りますけれども、技能実習制度については、国際貢献を目的とするという趣旨を徹底するために抜本的見直しを行うということを明らかにしています。その上で、多様な経験、技術を持つた海外からの人材に日本で能力を発揮していただきやすくすること、そういう目標のために通ずる一つのものとして、この外国人技能実習制度の拡充というものを位置づけておるところでござります。

練り返しになりますけれども、そのような技能実習生が我が国に来てOJTで技能を身につけて、帰つて活躍されるということを通じて、外

国人のさまざまな往来が我が国の社会の国際化や活性化につながりまして、それが我が国の発展に結びつくという観点から、経済対策の中に位置づけられています。

○木下委員 幾ら聞いてもわからないんですよ。

厚生労働省さんも来られているのでもう一つ聞

きたいんですけど、では、今回の、介護の部

分を対象職種に追加する、これは、もう端的に聞

ら、人権問題にも発展するでしよう。

やはりそういうことがここに書かれてあつた

ら、いろいろな監理団体がこれを見て、さつき清水さんも言わっていましたけれども、みんな間違つてこの制度を使つちやいますよ。そうした

本当に論じなきやいけないことは何なのか。

にこの制度についてといふ以上に、では、これから先、労働力をどうやって確保していくのか、外

国人を入れるべきなのかどうかということを

真剣に論じながらこの部分についても見ていく

ことが本当は必要だと皆さんおわかりだと思

うんですね。ぜひそういう議論ができるることを期

待して、質問を終わります。

○葉梨委員長 以上で木下智彦君の質疑は終了いたしました。

いう意味では先進国なわけでございますけれども、そのベースを上回るペースで今、アジア、特

にASEAN諸国との国々で高齢化が進んでいる状況にございます。

例えば、日本でも、認知症ケアですか自立支援等の介護に関する知識、技術の修得、人材の育成に対するニーズというのが増大するというふうに考えてございます。また、そうしたもの学びたいということで、ベトナムですとかモンゴルですとか、技能実習生を送り出すことに対する要望も出されて、学んでいきたい、こういうことでござります。

さらに、今あります、必ずしも日本で働く基礎にならない留学生といつたような者も相当数いるということからもやはりニーズはかなりあるものだというふうに考えております。

○木下委員 もう時間が過ぎていますので、短く言います。

そうやって言われますけれども、やはり日本再興戦略の中にも、人口減少社会への突入と書いてあるんですね。その中で、介護も重要な要素だというふうに書いて、対象職種についている。でもさつきのお話を聞いていても、全く説得力がないで

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○木下委員 午後三時四十一分散会

○葉梨委員長 この際、参考人出席要求に関する件についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております両案審査中、必

要が生じました場合、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきま

しては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○葉梨委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○木下委員 もう時間が過ぎていますので、短く言います。

次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○葉梨委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る二十二日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○木下委員 午後三時四十一分散会



第一類第三号

法務委員會議錄第十二号

平成二十八年四月十九日

平成二十八年五月十二日印刷

平成二十八年五月十三日發行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C